

衆議院法務委員会議録 第十二号

平成十一年五月六日(水曜日)	
午後一時開議	
出席委員	
委員長 笹川 勇君	
理事 鳴下 一郎君	理事 橋 康太郎君
理事 与謝野 駿君	理事 北村 哲男君
理事 熊谷 弘君	理事 上田 勇君
理事 達増 拓也君	同 同
太田 誠一君	同 辞任
木村 義雄君	漆原 良夫君
下村 博文君	西川 知雄君
谷川 和穂君	漆原 良夫君
中川 秀直君	同 同
枝野 幸男君	同 同
福岡 宗也君	同 同
西川 知雄君	同 同
木島 日出夫君	同 同
園田 博之君	同 同
笹山 登生君	同 同
出席國務大臣	同 同
法務大臣 下稻葉耕吉君	同 同
出席政府委員	同 同
法務大臣官房長 大蔵大臣官房秘書課長 渡辺 博史君	同 同
法務大臣官房司 法法制調査部長 山崎 潮君	同 同
委員外の出席者	同 同
証券取引等監視委員会事務局次長 海老原良宗君	同 同
法務委員会専門員 同(横路孝弘君紹介)(第二二〇二号)	同(松本惟子君紹介)(第二二〇九六号)
委員の異動	同(葉山峻君紹介)(第二二〇〇四号)
五月六日	同(細川律夫君紹介)(第二二〇〇五号)
	同(松本龍君紹介)(第二二〇九七号)
	同(土肥隆一君紹介)(第二二〇九八号)
	同(中村銳一君紹介)(第二二〇九九号)
	同(松本惟子君紹介)(第二二一〇一号)
	同(横路孝弘君紹介)(第二二一〇二号)

組織的犯罪対策法制定反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第二二〇〇七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第75号)(參議院送付)

保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出第76号)(參議院送付)

婚姻制度等に関する民法改正に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第一二九九〇号)

同(桑原農君紹介)(第一二九九一號)

同(中川正春君紹介)(第一二九九二號)

同(秋葉忠利君紹介)(第一二〇〇八号)

同(遠藤和良君紹介)(第一二〇〇九号)

同(桑原農君紹介)(第一二〇一〇号)

同(濱田健一君紹介)(第一二〇一一号)

同(秋葉忠利君紹介)(第一二〇九二号)

同(桑原農君紹介)(第一二〇九三号)

同(鳥聰君紹介)(第一二〇九四号)

同(濱田健一君紹介)(第一二〇九五号)

同(松本惟子君紹介)(第一二〇九六号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(坂上富男君紹介)(第一二〇〇三号)

○ 笹川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、參議院送付、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福岡宗也君。

○ 福岡委員 民主党の福岡宗也でございます。弁法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げたいと存じます。

我が国が外国法律事務弁護士の制度、すなわち外国で弁護士の資格を有しておる者が我が国において改定をされるに至った端緒、いわゆるきっかけは、どういうところにあったかということについて、まず法務省当局に御質問をいたしたいと思います。

○ 山崎潮(潮)政府委員 今回、外弁法の一部を改正する法律案、これについて改定をしていくというきっかけでござりますけれども、今回三点について改定点を御審議いただくわけでございますが、この点につきましては、もともと、外弁法制定後しばらしくしてから、もうその声は上がっておりました。その後、二回の改定を経まして今回三回目でございますが、規制緩和要望あるいは外国からの要望等、これがずっと継続していたということをございまして、時代の変遷、特に国際化、グローバル化が激しいこの時代におきまして、それをどのように考えていくかということ、それをきつかけにしたわけでございます。

○ 福岡委員 ただいまの御回答はちょっと抽象的でわかりにくかったのですけれども、法務省から発行されております今回の改定についての資料集の中を見ますと、結局のところ、米国政府と欧州連合から強い申し入れがあつたということ、それを受けた結果からも要望があつたといふことがきつかけだと書いてあるわけですね。そしてその要求の内容というものは、資格要件を緩和せよ、それから取り扱いの法律事務を拡大せよ、さらには、いわゆる日本の弁護士等を雇用する、また共同事務所を経営するということを認めろ、この三点の要求といふように書いてあるわけです。というこ

ながら、その後、たびたびの外圧等によりまして、資格要件の緩和、さらにはその事務取り扱いの範囲の拡張というような大幅な改定がなされたわけであります。そして今回の改定は、実際に第二次の改定ということでございます。

そこで、今までの改定に加えて今回またさらに改定をするに至った端緒、いわゆるきっかけは、どういうところにあったかということについて、まず法務省当局に御質問をいたしたいと思います。

○ 山崎潮(潮)政府委員 今回、外弁法の一部を改正する法律案、これについて改定をしていくというきっかけでござりますけれども、今回三点について改定点を御審議いただくわけでございますが、この点につきましては、もともと、外弁法制定後しばらしくしてから、もうその声は上がっておりました。その後、二回の改定を経まして今回三回目でございますが、規制緩和要望あるいは外国からの要望等、これがずっと継続していたということをございまして、時代の変遷、特に国際化、グローバル化が激しいこの時代におきまして、それをどのように考えていくかということ、それをきつかけにしたわけでございます。

○ 福岡委員 ただいまの御回答はちょっと抽象的でわかりにくかったのですけれども、法務省から発行されております今回の改定についての資料集の中を見ますと、結局のところ、米国政府と欧州連合から強い申し入れがあつたといふことがきつかけだと書いてあるわけですね。そしてその要求の内容というものは、資格要件を緩和せよ、それから取り扱いの法律事務を拡大せよ、さらには、いわゆる日本の弁護士等を雇用する、また共同事務所を経営するということを認めろ、この三点の要求といふように書いてあるわけです。というこ

とは、結局、一言で言つてしまえば、外圧によつてやはり規制を緩和しよう、こういうことだといふふうにとれるわけです。

しかしながら、弁護士の資格要件、取り扱う事務の範囲の問題、さらには経営実態をどのように形成していくかというような問題は、外交折衝の必要性、取引というようなことや、経済的な効用などから決定をすべき問題ではないと思うのですね。基本的には、人権を守るべき司法制度をどのように構築するかという観点からこれは考察されるべきことだと思っています。

戦後の我が國の制度は、司法に人権保障のとりでとしての立場を与えて、弁護士も、人権擁護と社会正義の実現という使命を与えまして、国民的法的教養の二つにこなさるということを使

命としておるわけであります。したがいまして、その資格要件におきましても、従来と違つて、司法試験という裁判官・検事と同じ試験を受験せらるゝ、さらには試験に通つた後も、司法研修におい

では、弁護士にならうとする人間であつても裁判も検察も両方の修習をして、司法制度全体についての活動に遺憾なきを期するというのが我が国の弁護士制度であるわけです。したがつて、こういうことにしての理由というのは、あくまでも主権者である国民の人権を守る、それにふさわしい資質というものの、すなわち法的知識と実務能力を備えさせるということが必要だという観点からあります。

また、事務所の経営についても、広告であるとかそれからやり方についての規制というものもいろいろとされているわけです。それはなぜかといえば、人権擁護の使命にふさわしくないようなそういういた行動というもの、また経営論理といふものは排除して、倫理規定で厳しく制限をいたしております。

ますけれども、その取り扱いべき法律について十分に、我が國の國民また我が國に住む外國の人たちの**人権**を保障するに足りる、いわゆる法的知識それから**実務能力**を備えるような資格というものにする必要があるわけでありますし、その事務所の運営形態それから取り扱い事務の範囲もプロとして専能な法律に限定をすべきだ、こういうのが当然のことでありまして、外国人弁護士といえども人権を守る使命は同じなわけですね。

そういう意味からいいたしますと、これを特別扱いして**資格要件**を緩和するとか、余りよくわからぬような法律についての事務を取り扱わせるということは、我が國の國民の**人権侵害**ということにもつながってくるわけです。

そういう意味で、私は、法務省当局というのはどういうふうにいわゆる外国人弁護士というものの要件その他職務範囲というものを考えておられるのか、これは法務大臣にまず所見をお伺いしたいと思います。

○下稻葉國務大臣 委員の御指摘はもつともだと思います。ただいま政府委員から説明いたしましたが、改正のきっかけに、アメリカでありますとかEU等からの規制緩和希望があつたということとは事実でございます。また国内的にもいろいろな団体等から規制緩和の要望がございましたり、あるいは政府の行政改革委員会の意見書等々にもそういうふうなことが記載されておるもの事実でございます。私どもいたしましては、あくまでもそのようなことは参考にはしながら、日本の法曹のあり方、特に法曹三者の中で弁護士会のあり方、そういうふうなことを考えなければならないと思ひます。

そして、今問題になつております外国法弁護士につきましては、これは法務大臣が認めまして、そしてそれぞれの弁護士会に所属してその監督を受けるということになつておるわけでございまして、日本の法曹全体の中でいかにあるべきかといふふうなことで私どもはそういうふうなものを受け入れ、どういうふうにその辺のところを構築す

そういう意味からいたしますと、これを特別扱いして資格要件を緩和するとか、余りよくわからぬような法律についての事務を取り扱わせることには、我が国の国民の人権侵害といふこともつながってくるわけです。

そういう意味で、私は、法務省当局というのは、どういうふうにいわゆる外国人弁護士というものの要件その他職務範囲というものを考えておられたのか、これは法務大臣にまず所見をお伺いいたしたいと思います。

○下稻葉國務大臣 委員の御指摘はもつともだと思います。ただいま政府委員から説明いたしましたが、改正のきっかけに、アメリカでありますとかEU等からの規制緩和要望があつたということは事実でございます。また国内的にもいろいろな団体等から規制緩和の要望がございましたり、あるいは政府の行政改革委員会の意見書等々にもそういうふうなことが記載されておるもの事実でございます。私どももよほどしまして、あくまでも

そのようなことは参考にはしながら、日本の法曹のあり方、特に法曹三者の中での弁護士会のあり方、そういうふうなことを考えなければならないと思 います。

そして、今問題になつております外国法弁護士につきましては、これは法務大臣が認めまして、そしてそれぞれの弁護士会に所属してその監督を受けるということになつておるわけでございまして、日本の法曹全体の中でいかにあるべきかといふふうなことで私どもはそういうふうなものを受け入れ、どういうふうにその辺のところを構築す

て、外国弁護士受け入れ制度を検討する際におきまして、今申し上げましたようなことを視野に置いて制度というふうなものを検討してまいりました。また、現在までも参つておるというふうに思ふわけでございます。

○福岡委員 基本的な考え方といたしましては、私が先ほど申し上げましたような人権保障に遺憾なきを期するような制度的なことでお考えをいただけるということなので結構でございますけれども、実際の運用の面において、巨大資本のローファーム等の進出ということを考えられままでの、十分なるやはり監督をお願いしたいというふうに思うわけであります。

そこで、資格要件の問題を検討する、すなわちは日本弁護士と同等の、外国法に対する関係においては法的知識、実務能力を有するかどうかということの検討ということにつきましては、まず何といつても、諸外国の弁護士資格取得の試験制度とそれから研修制度がどうあるのか。これが、日本よりもよりすぐれたり、また厳しいというものであれば問題ないわけでありますから、まずこの点を法務当局にお伺いをいたしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 お答え申します。

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを例に御説明を申し上げます。

まずアメリカでございますけれども、四年制の大学を卒業いたします。この四年制の大学といいますのは法学部の教育は含まれておりません。これを卒業いたしましたと、ロースクールで三年間の法学教育を受けるわけでございます。ここを卒業いたしまして、各州で実施をいたします法曹資格付与試験、これに合格いたしましたと法曹資格を付与されるということをございまして、全体として七年が必要であるということになります。

それからイギリスでございますけれども、イギリスは、大学の法学部あるいは高等専門学校において三年ないし四年の法学教育をまず受けます。その後はソリシターとパリスターに分かれるわけ

いたたけなどいことなので結構でござりますけれども、実際の運用の面において、巨資本のローフーム等の進出ということを考えられますので、十分なるやはり監督をお願いしたいというふうに思うわけであります。

そこで、資格要件の問題を検討する、すなわち日本弁護士と同等の、外国法に対する関係においては法的知識、実務能力を有するかどうかということの検討ということにつきましては、まず何といつても、諸外国の弁護士資格取得の試験制度と

それから研修制度がどうあるのか。これが、日本よりもよりすぐれたり、また厳しいというものであれば問題ないわけでありますから、まずこの点を法務当局にお伺いをいたしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 お答え申します。

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを例に御説明を申し上げます。

まずアメリカでございますけれども、四年制の大学を卒業いたします。この四年制の大学とハハ

まずは法学部の教育は含まれておりません。これを卒業いたしましたと、ロースクールで三年間の法学教育を受けるわけでございます。ここを卒業いたしまして、各州で実施をいたします法曹資格付与試験、これに合格いたしましたと法曹資格を付与されるということをございまして、全体として七年が必要であるということになります。

それからイギリスでございますけれども、イギリスは、大学の法学部あるいは高等専門学校において三年ないし四年の法学教育をまず受けます。その後はソリシターとパリスターに分かれるわけ

でございますが、ソリシターにつきましては、法律学校等における一年間の研修を終えまして、その研修終了の試験がございます。これに合格をいたしますと、ソリシターの事務所において二年間修習をいたしまして、これを終えると資格が付与されるということでございます。したがいまして、長い期間で取りますと七年間やはり必要であるということになります。

それからパリスターにつきましては、法曹学院、法律学校におきます一年間の実務教育を受けまして、その終了試験に合格した上、パリスターの事務所で一年間の実務修習を終えますと資格が出てくるということでございますので、六年間必要であるということになります。

それからドイツでござりますけれども、ドイツの大学の法学部における教育でございますが、最低三年半ということになつておりますが、平均で約六年というふうに言われております。この法学教育を受けた後に第一次国家試験に合格いたしましたと司法修習生になるわけでございますが、ここで二年間の実務修習を経まして、一次試験に合格いたしますと法曹資格が出てくるということでございます。ですから、短い年数で取りますと五年半ということになりますが、長い年限で取りますと八年ということになります。比較的日本に似ているということでございます。

それからフランスでござりますけれども、四年間の大学法学部における教育を終わりました後には、大学の法学部に附置されております司法研究センターにおける受験準備の法学教育、これが大体一年から二年あるようでございますけれども、これを受けまして、それから弁護士研修センターに入所しまして、そこで一年間の修習を受けます。ここで卒業試験に合格をいたしましたと弁護士補となるわけでございまして、その弁護士補となつた後二年間実務修習を終了いたしましたと初めて弁護士の資格が付与される、こういう状況になつておるまして、比較的日本よりは長い年数を要正在ります。

○福岡委員 今のお説明で、日本とそれほど大きさがあるというふうには思いませんけれども、ただ、アメリカの七年というのは、最初の四年間は法律と関係ない勉強をして、後の三年間で法律の勉強をして、それから司法試験を受けるという格好になるという形で、研修制度はないということですからちらちょっとと比較はしにくいんですが、それでも、結局、各國によつてその独自性といいますかばらつきは結構あるというふうに思うわけであります。したがいまして、各國においても外国人の弁護士をどう処遇するかということについては、その独自性に基づきましてそれぞれ相違が出てくるというのが実態だというふうに聞いておられます。

司法試験を受けまして、そこで合格したら活躍してほしい、こういう制度を採用しております。  
○福岡委員 今の御答弁によりますと、諸外国では外国人弁護士の受け入れについてはまちまちであるということですね。特にアメリカ、これは外圧の一一番中心ですけれども、半数近くが実際には受け入れてないということ。それからさらには要件としましては、三年というのは二州しかないわけですね。あと、五年と四年という長きにわたって経験をしなければ外国人弁護士として取り扱われないということでございますので、我が国が当然取り入れておりました相互主義という点からしても、余りに我が国だけ緩和することが我が国のためにはいいかどうかが非常に問題のあるところだというふうに思うわけでござります。

これが大体五大の柱として論議をされまして、  
当初の外国弁護士法の内容としましては、この五  
点を堅持するということで、日弁連を含めて満場  
一致で出発をした。いずれも我が国の弁護士の公  
共的性格からこういう制約は設けられた、こうい  
うふうに聞いておるわけですけれども、この点につ  
いて間違いがあるかどうか、それから所見につ  
いて、これは法務当局からお伺いしたいと思いま  
す。

○山崎(潮)政府委員 外弁法導入に当たりまし  
て、日弁連の方からだいま委員御指摘のような  
五点について、そういう点をきちんと踏まえるよ  
うにということでお手紙があつたということ、これ  
はそのとおりでござります。日弁連にござま  
す。

法制度の一環であるということは十分認識しております。しかし、そういう観点から、やはり依頼者の保護あるいは日本の法制度との整合性、この問題は常に頭に置きながら改正に着手してきたわけでございます。

そういう観点から、まず平成六年の大きな改正点でございますが、第一点は、五年の職務経験要件のうち二年間だけにつきましては、我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士のもとで母国法の法律事務を、これを基本的に業務提供する、弁護士として活躍するわけじゃございませんけれども、そのもとでアシスタント的に働く、こういう二年間をその五年の中に通算するという改正が第一点で行われたわけでございます。

からヨーロッパ等、いわゆる外国人弁護士制度と  
いうものを導入しているかどうか、導入している  
とすればその資格要件はどうなっているかという  
ことについて、次に御質問をしたいと思います。  
○山崎(潮)政府委員 まず、アメリカについて申  
し上げますけれども、アメリカは外国法事務弁護  
士を受け入れる州が約二十でございまして、それ  
以外は認めないとということをございます。  
職務経験要件でござりますけれども、これは、  
認めているところは全州それを採用しております  
て、一番短いものにつきましては、二州、ニュー  
ヨーク州はかもう一州ござりますけれども、申請  
の直前五年のうち三年という要件がございます。  
それから、申請直前六年のうち四年という州も二  
州ございます。そのほかは、大体申請直前七年と  
か、そういう中で五年以上という要件を設けてお  
ります。

それから、ドイツでござりますけれども、ドイ  
ツにつきましては職務経験要件はございません。  
それから、イギリスでござりますけれども、イ  
ギリスについてもございません。

フランスは、外国弁護士受け入れ制度そのもの  
を廃止いたしましたので、どうしても外国人がフ  
ランスで活躍したいという場合には、フランスの

そこで、振り返りまして、外国人弁護士制度というものが昭和六十二年の四月に制定されたわけですから、それとも、その制定に際しまして、日弁連をはじめ、学者、その他の有識者からいろいろな議論が展開をされまして、大体五つぐらいの論点が議論されたと聞いております。

その一つは、まず資格要件として、我が国の国民の人権を守るに値する十分な資格要件を定める、したがって最低五年は必要だろう。それから次は、外国弁護士の職務範囲については、資格を取った国の自國法に限定すべきじゃないか。また、堪能だということで法務大臣の許可を得ている場合には特に認めようという指定法に限定すべきだ、これが第一点。さらに大事なことは、外国弁護士は日弁連に登録をして、特別会員として日弁連の指導監督を得て、やはり倫理に反することのないように十分に監督をするということ。それから、先ほど申し上げました相互主義を徹底させること。さらにもう一つは、職務の範囲を外國法に限定いたしましても、日本の弁護士を雇用する、または日本の弁護士と共同事務所を設立することによって、実質的に職務範囲を拡大して日本法の適用までしてしまう、こういうようなことになってしまっては困るというので、これを禁止す

これにござりますては、やはり我が國の法律実務あるいは我が國のいろいろな社会文化、こううものに非常に詳しい者、それから日本について非常に理解がある者、こういう者が我が國で法律サービスするということになりますと、それなりにやはり日本の依頼者にとつてもいいことではないかという観点から行われたわけでございます。従来も、この法改正が行われる前に日本でやはり弁護士事務所等で労務提供をしていた者がおるわけでございますが、この法律を導入する際にその経過措置として、その方々については二年間日本で労務提供をしたという部分を加えるという附則がございましたので、それをやってみても弊害もないということから法制度に取り入れたという経緯でございます。

もう一点は、特定共同事業でございます。

これにつきましては、従来は、外国法事務弁護士が弁護士を雇用すること、それから共同事業を営むことも全部禁止をしていたわけですが、共同事業の部分で涉外的因素を含むもの、例えばクライアント、依頼者が外国人であるという場合とか、それから外国法の知識を要するものであるということ、あるいは外資系企業からの依頼である、こういうような一定の範囲につきましては、やはり我が国で行う以上、両者で共通して一

○福岡委員 今のお説明で、日本とそれほど大きな差があるというふうには思いませんけれども、ただ、アメリカの七年というのは、最初の四年間は法律と関係ない勉強をして、後の三年間で法律の勉強もし、それから司法試験を受けるという格好になるという形で、研修制度はないというところですからちらちよつと比較はしにくいありますけれども、結局、各国によってその独自性といいますかばらつきは結構あるというふうに思うわけあります。したがいまして、各国においても外国人の弁護士をどう処遇するかということについては、その独自性に基づきましてそれぞれ相違が出てくるというのが実態だというふうに聞いておられます。

そこで、先ほどお話をありましたアメリカそれからヨーロッパ等、いわゆる外国人弁護士制度といふものを導入しているかどうか、導入しているとすればその資格要件はどうなっているかということについて、次に御質問をしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 まず、アメリカについて申し上げますけれども、アメリカは外国法事務弁護士を受け入れる州が約二十でございまして、それ以外は認めていないということでござります。

職務経験要件でござりますけれども、これは、認めているところは全州それを採用しております、一番短いものにつきましては、二州、ニューヨーク州ほかもう一州ございますけれども、申請の直前五年のうち三年という要件がございます。それから、申請直前六年のうち四年という州も二州ございます。そのほかは、大体申請直前七年とか、そういう中で五年以上という要件を設けております。

それから、ドイツでござりますけれども、ドイツにつきましては職務経験要件はございません。それから、イギリスでござりますけれども、イギリスについてもございません。

フランスは、外国弁護士受け入れ制度そのものを廃止いたしましたので、どうしても外国人がフランスで活躍したいという場合には、フランスの

○福岡委員 今お説明で、日本とそれほど大きな差があるというふうには思いませんけれども、ただ、アメリカの七年というのは、最初の四年間は法律と関係ない勉強をして、後の三年間で法律の勉強もし、それから司法試験を受けるという格好になるという形で、研修制度はないというところですからちらちよつと比較はしにくいありますけれども、結局、各国によってその独自性といいますかばらつきは結構あるというふうに思うわけあります。したがいまして、各国においても外国人の弁護士をどう処遇するかということについては、その独自性に基づきましてそれぞれ相違が出てくるのが実態だというふうに聞いておられます。

そこで、先ほどお話をありましたアメリカそれからヨーロッパ等、いわゆる外国人弁護士制度といふものを導入しているかどうか、導入しているとすればその資格要件はどうなっているかということについて、次に御質問をしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 まず、アメリカについて申し上げますけれども、アメリカは外国法事務弁護士を受け入れる州が約二十でございまして、それ以外は認めていないということでござります。

職務経験要件でござりますけれども、これは、認めているところは全州それを採用しております、一番短いものにつきましては、二州、ニューヨーク州ほかもう一州ございますけれども、申請の直前五年のうち三年という要件がございます。それから、申請直前六年のうち四年という州も二州ございます。そのほかは、大体申請直前七年とか、そういう中で五年以上という要件を設けております。

それから、ドイツでござりますけれども、ドイツにつきましては職務経験要件はございません。それから、イギリスでござりますけれども、イギリスについてもございません。

フランスは、外国弁護士受け入れ制度そのものを廃止いたしましたので、どうしても外国人がフランスで活躍したいという場合には、フランスの

司法試験を受けまして、そこで合格したら活躍してほしい、こういう制度を採用しております。

○福岡委員 今お説明で、日本とそれほど大きな差があるというふうには思いませんけれども、ただ、五年と四年という長きにわたつて経験をしなければ外国人弁護士として取り扱われないということです。特にアメリカ、これは外国人弁護士の受け入れについてはまちまちで受け入れていないということ。それからさらに問題のあることがあります。

そこで、振り返りまして、外国人弁護士制度というものが昭和六十二年の四月に制定されたわけですから、その制定に際しまして、日弁連を中心とした議論が展開をされまして、大体五つぐらいの論点が議論されたと聞いております。

その一つは、まず資格要件として、我が国の国民のためいかどうか非常に問題のあるところだというふうに思うわけでございます。

そこで、振り返りまして、外国人弁護士制度というものが昭和六十二年の四月に制定されたわけですから、その制定に際しまして、日弁連を中心とした議論が展開をされまして、大体五つぐらいの論点が議論されたと聞いております。

その一つは、まず資格要件として、我が国民の人権を守るに値する十分な資格要件を定めることで、学者、その他の有識者からいろいろな議論が展開をされまして、大体五つぐらいの論点が議論されたと聞いております。

その一つは、まず資格要件として、我が国民の人権を守るに値する十分な資格要件を定める、したがって最低五年は必要だろう。それから次は、外国弁護士の職務範囲について、資格を取った国の自國法に限定すべきじゃないか。また堪能だということで法務大臣の許可を得て、これがから合には特に認めようという指定法に限定すべきだ、これが第二点。さらに大事なことは、外国弁護士は日弁連に登録をして、特別会員として日弁連の指導監督を得て、やはり倫理に反することのないよう十分に監督をするということ。それから、これが第三点。さらには日本の弁護士と共同事務所を設立することによって、実質的に職務範囲を拡大して日本法の適用までしてしまって、こういうようなことになってしまっては困るというので、これを禁止する

法制度の一環であるということは十分認識しております。しかし、そういう観点から、やはり依頼者の保護あるいは日本の法制度との整合性、この問題は常に頭に置きながら改正に着手してきたわけでございます。

そういう観点から、まず平成六年の大きな改正点でございますが、第一点は、五年の職務経験条件のうち二年間だけにつきましては、我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士のもとで母国法の法律事務を、これを基本的に労務提供する、弁護士として活躍するわけじゃございませんけれども、そのもとでアシスタント的に働く、こういう二年間をその五年の中に通算するという改正が第一点で行われたわけでございます。

これにつきましては、やはり我が国の法律実務あるいは我が国のいろいろな社会・文化、こういったものに非常に詳しい者、それから日本について非常に理解がある者、こういう者が我が国で法律サービスするということになりますと、それなりにやはり日本の依頼者にとつてもいいことではないかという観点から行われたわけでございます。

従来も、この法改正が行われる前に日本でやはり弁護士事務所等で労務提供をしていた者がおるわけでございますが、この法律を導入する際にその経過措置として、その方々については二年間日本で労務提供をしたという部分を加えるという附則がございましたので、それをやつてみても弊害もないということから法制度に取り入れたという経緯でございます。

もう一点は、特定共同事業でございます。

これにつきましては、従来は、外国法事務弁護士が弁護士を雇用すること、それから共同事業を営むことも全部禁止をしていたわけでございますが、共同事業の部分で涉外的要素を含むもの、例えばクライアント、依頼者が外国人であるという場合とか、それから外国法の知識を要するものであるということ、あるいは外資系企業からの依頼である、こういうような一定の範囲につきましては、やはり我が国で行う以上、両者で共通して一

緒にサービスをした方が依頼者のためになるというものもあるという観点から、一部につきましてこれを導入した、こういう経緯でございます。

○福岡委員 今の答えで一点確認をしておきたいのです。

共同事業を許容するということに、一定の事務についてするということになったということでおざいますけれども、その中では、例えば裁判所における訴訟事務であるとか、それから刑事裁判における弁護活動、少年法の付添人の活動、こういったものは除外にされていますね。

○山崎(潮)政府委員 御指摘のとおりでございまして、我が国の裁判所における代理行為あるいは官庁等に対する申請、こういうものは当然外国法事務弁護士はできない、こういう建前になつております。

○福岡委員 そういう一定の制約はありますけれども、弁護士としての経験年数を事務員的な立場というものが二年間勤めれば当然資格ができるというようなこと、それから、そういう訴訟等以外のものについてはかなり大幅に、この段階におきましても、共同事業という形態をとることによつて、相当実際には外国人弁護士が法律事務を取り扱う範囲を拡大したと思うわけでございました。

そして、その後平成八年六月に第一次の改正が行われましたけれども、この内容について、また説明をしたいだきたと思います。

○山崎(潮)政府委員 平成八年の改正につきましては、国際仲裁代理につきましてオーブンにしたものでございますが、国際仲裁代理につきましては、基本的に我が国外国法事務弁護士、それが代理人になることも許容しておりますし、あるいは外国の弁護士で我が国外国法事務弁護士になつていない者につきましても、外国で依頼を受けたといふようなものにつきましては我が国で代理人になれるということでオーブンにいたしました。

○福岡委員 それに関連しまして一つお聞きした

いのですけれども、結局国際の仲裁事件については、その適用法が我が国法を主とするものであつても、これは取り扱うことができるというのです。

○山崎(潮)政府委員 結論的に申し上げますとそ

ういうことになります。

仲裁の場合は、仲裁契約を結ぶ際にどこの準拠法で行うということを決めることがありますし、決めないままやるとすれば、一般的な常識として善と衡平による判断とか、あるいは実体法にして善と衡平による判断とか、あるいは実体法を準拠法とするものだけを除くというのは極めて困難な状況にございました。そういう関係から、日本法を準拠法とするものについても代理をすることができるという規定になつております。

○福岡委員 そうしますと、この改正も、簡単なように見えて、そういう調停申立てをする事件については、全面的に日本国法を含めて業務ができる

ことができるという規定になつております。

○福岡委員 そうしますと、この改正も、簡単なように見えて、そういう調停申立てをする事件については、全面的に日本国法を含めて業務ができる

ことができるという規定になつたわけでございました。

そこで、今回のそういう経過を経まして、先ほどアメリカそれからヨーロッパの要請によりまして改正が討議されるようになつたわけであります。

そこで、今回のように経過を経まして、先ほどアメリカそれからヨーロッパの要請によりまして改正が討議されるようになつたわけであります。

○山崎(潮)政府委員 御質問は、行革委の規制緩和小委員会の中でといたしますか。

(福岡委員 「そういうことです」と呼ぶ)

私は、そこへ呼ばれまして現在の法制度の

観点について申し上げましたけれども、今委員御指摘のような声が何か別のところから上がつたと

いうことは承知しておりません。

○福岡委員 そうしますと、どういう観点から、こういった推進をするというような結論が軽々しく出されたか、非常に問題であるというふうに私は思うわけであります。

そうして、意見書を踏まえまして、平成九年の年度中に結論を出す、こういうようなことになつたわけですね。その上で、やはり行革委の規制緩和小委員会において、これは最終報告というようなものが出来ましたけれども、この結論とその理由については御承知ですか。御承知ならば、簡単に述べてください。

○山崎(潮)政府委員 まず結論でございますけれども、結論につきましては、職務経験要件の緩和

緩和を求めるということ、あるいはパートナーシップを導入しろとか、こういう論点でございまして、これは評価するというふうに言われております。それから、雇用の解禁の問題でございますが、そのほか細かい点はございましたけれども、大きな点はこの三点でございます。

○福岡委員 その二点というものは、結局、アメリカ等が要求をしておる要求項目だと思うのですね。それに対しまして、日本の側といいますか、政府を含めまして、日本の司法制度から見て、やはりこういう点は問題なんだろう。特に、日本の外国人弁護士の資格要件といいのはだんだん緩和をいたしまして、実質的に五年が三年になつてしまつて、実質的に五年が三年になつてしまつて、それから、共に經營も実質的に認めるというような話になつて反する、または相互主義にも反するんだ、こういふ議論というのがそこではなかつたんでしょうが、どうなんでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 御質問は、行革委の規制緩和小委員会の中でといたしますか。

(福岡委員 「そういうことです」と呼ぶ)

私は、そこへ呼ばれまして現在の法制度の観点について申し上げましたけれども、今委員御指摘のような声が何か別のところから上がつたと

いうことは承知しておりません。

○福岡委員 そうしますと、どういう観点から、こういった推進をするというような結論が軽々しく出されたか、非常に問題であるというふうに私は思うわけであります。

そうして、意見書を踏まえまして、平成九年の年度中に結論を出す、こういうようなことになつたわけですね。その上で、やはり行革委の規制緩和小委員会において、これは最終報告というようなものが出来ましたけれども、この結論とその理由については御承知ですか。御承知なら、簡単に述べてください。

○福岡委員 そうしますと、行革委の方の関係は、そういう形でどうも余り調査がよくなかったような気がするわけですから、法務省の方としましては、こういった動きと全く別に、平成八年の十二月に、有識者を集めまして、外国弁護士問題研究会というものを発足させていますね。そして、平成九年十月に報告書をまとめておられるわけでありますけれども、別個にこういった形の研究会を発足された理由は何でしょうか。

○山崎(潮)政府委員 これは全く別個ということではございません。やはりきつかけは、平成八年の三月ですか、規制緩和小委員会の方からいろいろ御指摘があつた、規制緩和の御要望があつたと、いうことを一応きつかけにはしております。

私どもも、規制緩和小委員会の方には、それは検討はいたします、しかしできるものとできないない

ものにこだわることで、それをきっかけに、じや、どういう点について、本当に改正ができるのかで、きないのか、必要なのか必要でないのか、ともかくこれだけ声が上がっているんだから、きちっと議論をしてみようということで、日弁連にもお話を申し上げまして御理解をいただいて、平成八年の十一月にこの研究会を発足させた、こういう経緯でございます。

はないことはないとおっしゃいますけれども、やはり司法制度という観点から、法務当局としては日弁連と協議して、そういう点からの見直しというものもやはりしていらっしゃるという視点があつたということですね。

○山崎(潮)政府委員 まさにただいま御指摘のとおりでございまして、要望は要望として、我々もまず耳を傾けなければなりませんので、それは傾けましたけれども、それをきっかけに、それでは本当に依頼者保護の観点からどうあるべきか、それから我が国の法制度との適合性をどうすべきか、こういう観点からきちんと考えて、この研究会におきましてもそういう観点からの論議を経たわけでございます。

○福岡委員 次に、各論的なことでちょっとお伺いをいたしたいのですけれども、まず日本弁護士との共同事務所の要件を緩和したという点であります。いわゆる第四十九条の二の改正の問題であります。どこをどのように緩和したか、ちょっとと簡単に説明をしてください。

○山崎(潮)政府委員 現在の特定共同事業については、共同事業ができる目的でござりますけ

けれども、先ほど申し上げましたように、外国人が依頼者であるあるいは外国に居住している人が依頼者である場合、それから外資系企業からの依頼者である場合、それから外国法の知識を要する法律事務であること、この三ついわゆる海外的要素を含むものについては特定共同事業の目的とすることができるという規定になつております。ただし、その事業につきまして、裁判所におきます判断を受けるとか、あるいは官公署に申請書をしなければならない、こういうよつてな一定の事由があるものについてはその目的とすることができないというのが現行法でございます。

今回の改正は、クライアントが外国人であるとか、涉外的な事件であるとの範囲は変えておりません。

で裁判されたになってしまったという場合にはそこと特定共同事業を解消しなければならないということになつていただわけでござりますけれども、これはやはり依頼者の目から見て、その導入部分からはずつと一緒に特定共同事業でやつてきたのに裁判の問題になるとそこで解消するというのは非常に不便であるということがございましたので、最終的にその目的を、裁判になつても、あるいは官署に申請をしなければならない、そういうようになつても、パートナーはそのまま継続しても結構であるということで、そこを変えたわけでございまます。

現実に、裁判所で訴訟行為を行う、あるいは官公署に申請を行うという場面に関しましては、この外弁法の三条一項たゞし書きといふものがござりますので、そういう現実の行為は日本の弁護士が行う、外国法事務弁護士は直接その行為を行なうことはできないという点では何の変わりもないということのございますので、目的の範囲を、今まででは裁判とか官公署に申請ができなかつた部分を外した、そういう限りでござります。ほかは何も変わつてないということでござります。

訴訟手続等を共同に経営をする日本弁護士にさせることができるということなのです。されど、これは結局、三条の一号とそれから二号を外した、こういうことになるわけだと思うのです。これを読みますと、「国内の裁判所、検察庁その他の官署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成」というのが一つと、それから第一号で「刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動」、こういうのが含まれているということになります。

確かに、従来、外国法に関する法律相談に乗っていたのが、それがどうも裁判までやらなければならないようななきには、やはりそこで交代するというわけにもいかないから、共同事務所の日本弁護士がやるという必要性があるということはまだ多少は理解ができるわけですけれども、刑事弁護、付添人という直接的に人権に非常に大きな影響を及ぼすところまで拡大をするというのが、実際によかつたかどうかちょっと疑問に思うところです。

特に、さきの改正において、弁護士事務所の名称については、これは日本の弁護士も非常に制約があるわけですけれども、外国人弁護士についてはローファームの名称を名乗ることができるということで、全世界に展開をするローファームが非常に巨大な資本を持ってきて日本の弁護士を大勢雇つて行動を展開するというような場合に、この訴訟手続やら刑事弁護手続についての行動を、雇用とは言いませんけれども、実質的に傘下にあるそういう弁護士にさせるというかあり方みたいなものについて、どのような考え方を持つておられるか、ちょっとお聞きしたいのです。

○山崎(漣)政府委員 ただいまお答え申し上げましたけれども、特定共同事業の目的につきまして、例えば裁判があつてもそれを解消する必要はないというふうに改正はしておりますけれども、現実

訴訟手続等を共同に経営をする日本弁護士にさせることができるということなのです。けれども、これは結局、三条の一号とそれから二号を外した、こういうことになるわけだと思うのです。これを読みますと、「国内の裁判所、検察庁その他の官署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成」というのが一つと、それから第二号で「刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事業における付添人としての活動」、こういうのが含まれておるということになります。

ていたのが、それがどうも裁判までやらなければならぬようなときには、やはりそこで交代するというわけにもいかないから、共同事務所の日本弁護士がやるという必要性があるということはまだ多少は理解ができるけれども、刑事弁護、付添人という直接的に人権に非常に大きな影響を及ぼすところまで拡大をするというのが、実際によかつたかどうかちょっと疑問に思うところです。

特に、さきの改正において、弁護士事務所の名称について、これは日本の弁護士も非常に制約があるわけですけれども、外国人弁護士についてはローフームの名称を名乗ることができるということで、全世界に展開をするローフームが非常に巨大な資本を持つてきて日本の弁護士を大勢雇つて行動を展開するというような場合に、この

訴訟手続や刑事弁護手続についての行動を、雇用とは言いませんけれども、実質的に傘下にあるそういう弁護士にさせるということがいいのかどうかちょっと私も懸念を持っているわけです。この点についての対策というのかあり方みたいなものについて、どのような考え方を持っておられるか、ちょっとお聞きしたいのです。

○山崎(潮)政府委員 ただいまお答え申し上げましたけれども、特定共同事業の目的につきまして、例えば裁判があつてもそれを解消する必要はない

に行うのは日本人の弁護士でござります。ですか  
ら、外国法事務弁護士がそこでできるといふこと  
は、例えば本国との関係でいろいろ連絡をしたり、  
あるいは準拠法が例えば外国法である場合で日本  
で裁判が行わることがあるわけですから、そつ  
いう参考資料を取り寄せたり証人を呼び寄せたり  
とか、そういう周辺業務をお手伝いするといふこと  
とでパートナーとしてやるということでございま  
す、まず前提は。

では、刑事、少年についてどうかということで  
ござりますけれども、これも例外にはしておりま  
せん。

例えは、日本に来ております外国人が刑事案件事件  
の被疑者あるいは被告人になつたという場合を  
ちょっと考えますと、これも依頼者が例えば外国  
の方であるということになると、これは特定共同  
事業の目的にできるわけでござりますけれども、  
その場合に、母国語を話せる法律専門家が弁護士  
に協力して、母国の制度との違いとかそういうも  
のを踏まえて、我が国の司法制度あるいは今後の  
事件の進行等について説明して、しかも自分の言  
い分を正確に伝えてくれるということになります  
と、非常にそれは意味があることだらうというふ  
うに思われるわけでござります。

これは、逆の場合を考えていただければわかる  
のですけれども、我が國日本人、邦人が外国へ行つ  
てゐる間に不幸にしていろいろ事件に巻き込まれ  
るといった場合に、やはり向こうに日本人の外国  
法事務弁護士がおりまして、共同して接触してく  
れて、それでいろいろ力づけてくれるといふこと  
になつたときには、日本人としても大変ありがたい  
ことだらうと思ひます。

それをおもが國に逆に投影してみれば同じことで  
ございまして、その周辺業務を行ふわけでござい  
まして、直接の代理行為をするわけではない。そ  
ういうことで、周辺でお手伝いすることによって、  
日本に来ている外国人も非常に自分の権利、これ  
を守ることもできる、こういう意味もございます  
ので、私はこれをあえて排斥する必要は全くない

に行うのは日本人の弁護士でござります。ですから、外国法事務弁護士がそこでできるということは、例えば本国との関係でいろいろ連絡をしたりあるいは準拠法が例えば外国法である場合で日本で裁判が行われることがあるわけですから、そういう参考資料を取り寄せたり証人を呼び寄せたりとか、そういう周辺業務をお手伝いするということでパートナーとしてやるということでございます、まず前提は。

では、刑事、少年についてどうかということです、ござりますけれども、これも例外にはしております。

というふうに考えておりますし、今回の法案も、そういう理由に基づきまして、そこは限定はしてないということです。

○福岡委員 わかりました。

ただ、問題は、共同事業の目的にそれを容認するということと、例えば弁護活動そのものではなくて周辺的な業務をお手伝いするということとは、本質が違うと思うのです。

現在、何の規定がなくとも、私が弁護をやるときに法律的知識を踏まえまして外国人弁護士に協力してもらつて通訳をしたりいろいろな形の協力を求めることは一向差し支えないのです、共同事務所でなくとも。

だから、別にそういうことはする必要がないのだけれども、共同事務所であるということでもつてむしろ実質的な弁護活動というもの、それからまた訴訟活動といふものに類するような行為が認められるおそれがあるということについてのチエック機能というものを十分にする必要があるのではないか、こういうふうに私は考へているわけです。

形式的には区別はできますけれども、雇用も禁止をするというのもそこなのです。雇用によって、雇つた弁護士は資格のある日本弁護士だから、要するに日本法も堪能でありますし十分活動するわけでありましょうけれども、実質的にやはりロードファームというような大きなところの組織でもつて、その命令とかいうもので、共同企業の場合には、そこまではないにしても、やはり事実上統制をするということについての問題がありはしないかなということだろうというふうに思っています。そういうふうに思うので、指定期間法といふもの以外の外国法、いわゆる第三国法ですね、これについての改正の問題であります。今度の改正は、一定の資格を有する外国弁護士から書面による助言を受けければ取り扱いをすることがでできる、こういうような改正になつたと思う

のですね。これはこれでいいと思うのですが、先ほど私も触れましたけれども、実際に、アメリカ等の巨大なローファームは全世界に展開をしておるわけです、各所に同じ名前の事務所がたくさんあるわけです。したがつて、諸外国の業務提携が事実上なされているわけですから、スペインだらうがドイツだらうが、それからイタリアであろうと多分提携が恐らく簡単にできるというわけで、その提携の上で、書面でもつて助言をどんどん得れば、どこの国の法律も事実上適用、運用ができるのじやないだらうか、こういうような気もするわけです。

実際に、これを緩和することによって、外人弁護士の場合には、大事務所の場合には、全世界の法律の運用も日本において事務取り扱いが可能になるのじやないか、このよくな懸念をちよつと感じたのですけれども、この点、どういふて言われているわけがござりますけれども、必ずしもそうである方はばかりではない。そういうところに所属しないで日本に来られている方もおります。そういう方にとっては、巨大ローファームのところに各国の専門家がいて、そこですぐ聞けばできるという状況にはございませんので、そういう点では、法制度として一応の範囲をきちつとさせることの必要はあるかと思います。

今後、全世界の法律について全部手出せるといふ点につきましては、例えば我が国の弁護士でございましても、我が国で行う限り、全世界の法律について、必要なものについては法律サービスができることになつておるわけでございまして、それが二年間に短縮したことにはならないんだというようなことが研究会の報告に書いてあるわけです。しかし、それはちょっと違うので、やはり我が国トレーニングしておる期間として、今回の改正後において

ます。

ただ、我が国において、外国法事務弁護士が、母國法あるいは指定法、それとの関連で第二国法、特定外国法を取り扱うという場合につきましては、これはやはり、依頼者の保護の点から、書面による助言ということことで、きちっとした資料、証拠を残すという形で、またそれを要求することに

よつて、そういうかげんな法律サービスをしないという制度的担保をして行っておりますので、世界どこの国の法律についてもできるということになると、いましてもやはり自信のないものについてはお断りするというのがやはり弁護士倫理の問題かと。そういう点で、最終的には担保されるほかない。それで、いいかげんなことをすれば、やはり懲戒を受けるあるいはそれ以外の処分を受けるというようなことで、最終的には担保されるだらうというふうに考えております。

○福岡委員 結局、これは運用上の問題になりますけれども、十分に実態の調査をして、実質的にチエックができる。ということは、書面による助言というのは、法律的な判断として誤りのない、きちっとした判断がその資格を有する弁護士からなされておるということが大切だと思うのです。この実態が確保できるような監督指導というものを十分にしていただきたいというふうに思う

ことがあります。

これから、フランスがこれを廃止してしまったというのですけれども、やはりこれも、現在の国際情勢から、世界の経済がグローバル化する段階において、他の弁護士がある程度進出してくる

ことがあります。

これから、フランスがこれを廃止してしまったというのですけれども、やはりこれも、現在の国際情勢から、世界の経済がグローバル化する段階において、他の弁護士がある程度進出してくる

ことがあります。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の点、私もわからないわけではございませんで、私ども、この何年か、ずっと折衝を続けていたわけでございます。アメリカからさまざまの要望がされたたびに、おたくの州半分以上は開いてないじやないか、まずそこを開くべきだということは何回も申し上げております。しかし、連邦国家というの

ことがあります。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の点、私もわからないわけではございませんで、私ども、この何年か、ずっと折衝を続けていたわけでございました。アメリカからさまざまの要望がされたたびに、おたくの州半分以上は開いてないじやないか、まずそこを開くべきだということは何回も申し上げております。しかし、連邦国家というの

ことがあります。

それから、もちろんEUからもさまざまの要望を受けているわけでございますが、やはり事あるごとに、EUの中でも受け入れてない国があるで

はないか、そういう点もきつと考えていたた  
たいということで我々も要望しているところでござります。

これは確かに、世界各国を見ますと、それぞ  
ばらばらでございます。我が國より非常にオーブ  
ンなどころもあるわけでございます。今回の点に  
つきましては、我が國のあるべき姿として、やは  
り日本法制も考えなければなりませんけれども、これ  
世界各國の中での日本という位置づけも、両方必  
要でございます。

そういう点を勘案した結果、では、職務経験要  
件、これは廃止しろと盛んに言われておりますけ  
れども、それはとんでもない、せめてこのぐらい  
であるということから、その妥協点を図つたとい  
うことのございますので、我が國の法制の問題と、  
それから国際的に日本が宙に浮かないといふ、両  
方を勘案した結果であるといふに御理解をい  
ただきたいと思います。

○福岡委員 どうもありがとうございました。  
いろいろ難しい問題はありますまいが、やはり、余り諸外国ごとに違ひがあり過ぎるとい  
うのも非常に問題だと思います。

ただ、問題は、インターナショナル・バー・ア  
ソシエーション、すなわち国際法曹協会というの  
がありますけれども、ここで、全世界におけると  
ころの外人弁護士制度というものをある程度統一  
的基準で規定しようということで努力をされた  
ようでありますけれども、各国各国の司法制度の  
独自性というのも尊重せざるを得ないということ  
で、結局、現在もまだまとまつていないと  
いうなことです。

やはり、その点を放置して、一方的に我が国だけ  
で議論をするというのもちょっと問題なので、  
もうちょっと広げた議論で、全世界共通の人権が  
守られるようなシステムづくりということを検討  
すべきだというのと、その辺のところも、大臣の  
方からもぜひとも提言のほどをよろしくお願ひし  
たいというふうに思います。

これをもって質問を終わらせていただきます。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○福岡委員長代理 佐々木秀典君。

十二月四日付の行政改革委員会規制緩和小委員会  
の報告書、「大きな一步、さらに前へ」というタ  
イトルがついておりますけれども、ここでは、法  
務の分野の問題として、「量的・質的な法曹の充  
実が不可欠である」ということを言った上で、  
「法曹の充実のために、先進諸外国と比べて極  
度に少ない法曹人口を大幅に増員するとともに、  
競争を通じた質的な充実を促進するという視点か  
ら、弁護士が独占している法律事務への類似職種  
による部分参入や」その後で、「外国法事務弁護  
士に関する一層の規制緩和を図ることの必要性を  
主張してきた」という記述がござります。

この記述とさきに私が述べました報告書の記述  
とは、関連をしているのですけれども、ちょっと  
ニュアンスが違うように感じられるんですね。  
今の平成九年の十二月四日の委員会報告では、ど  
うも、我が國の法曹人口が少ないというようなこ  
との関連で外国法事務弁護士の問題を上げてい  
る。しかし、先ほど御紹介した平成九年十月三十  
日の外国弁護士問題研究会の方では、私が紹介し  
たような注意というか注意事項、これを意識しな  
ければいけないということを言つておる。

今回の法改正はもちろん規制緩和でなければ  
なりませんけれども、そういうふうな中でやはり、  
もしかして、これは部分的な規制緩和にとどまつ  
ておりますまして、昭和六十二年につくられましたこ  
の特別措置法の大筋のところの変更は私はないよ  
うに思うのです。

だとすると、この外国法事務弁護士というのは、  
我が國の法曹としての位置づけは持たない。もち  
ろん、これらの方々も、我が國の司法試験を受け  
て合格すれば我が國の法曹と同様の法曹資格は持  
つんでしょうねけれども、そうでない、しかし一定  
の枠内においての涉外的な事務を中心とした法律  
事務を扱えるんだということになつてゐるわけ  
ですね。

ここで、今御紹介したようなこととの関連で、  
それじゃ、外国法事務弁護士というのは、我が國  
の司法制度においてはどういう位置づけを持つの  
か、将来この人々にも、もつと規制緩和すること  
によってさらに違つたような資格ということを考  
えるようなことになるのか、そこまでは政府とし  
ては考えていないのか、その辺のところをまず法  
務大臣にお尋ねしたいと思います。

○下福葉国務大臣 委員御指摘のように、私も規  
制緩和の小委員会のペーパーと、それから研究会  
のペーパーを比べてみまして、若干ニュアンスが  
違つているなど。そこで、メンバーと調べてみた  
のですが、そうすると、規制緩和の委員さんたち  
は、財界人それから学者も多いですが、ほとん  
ど経済学者ですね。そういうふうな意味では、  
法曹の代表者というのは入っておらない。要する  
に、規制緩和という国際的な視点から見ていろい  
ろな問題を研究された中の一つに今の法曹の問題  
が取り上げられているんじゃないか、こういうよ  
うな感じがします。ですから、それが私は一つの  
大きな流れだろうと思うんです。

しかし、法曹の立場にある私どもとしては、や  
はりそういうような流れというものは尊重せぬと  
いけませんけれども、そういうふうな中でやはり、  
具体的に運営を間違つてはよくないと思います。  
というふうなことで、私は、研究会は研究会とし  
てああいうふうな結論を出されたんじやないか、  
こういうふうに認識いたしております。そういう  
ふうなことから申し上げますと、やはり、社会經  
済のグローバル化がどんどん進んでくる、それか  
ら、外国法に関する法的需要というものもふえて  
くるだろう、そういうふうに思います。

そこで、外国法事務弁護士制度の受け入れとい  
うふうなものは、やはりあくまでも、我が国でござ  
いますから、日本の司法制度の中の一環として  
とらえるべきであるというふうなことでございま  
して、やはり、そういうふうなためには、内外の  
諸情勢を踏まえながら、依頼者保護等を図りなが  
ら、我が国の司法制度に適合したということです。

ざいますので、先ほど申し上げますとおりに、やはり大きな日弁連の枠の中で御活動いただくべきものである、そういうふうに認識いたしております。

○佐々木(秀)委員 それで、ここでおさらいを一応しておきたいと思うのです。今法務大臣からもお話をありましたけれども、外國法事務弁護士は、自国においては弁護士の資格をもちろんお持ちになつてていると思いますけれども、我が国における弁護士とイコールではない。だから、外國弁護士とは言わないで、特に外國法事務弁護士、こういいうような名称になつてているわけですね。

しかし、この法律によりますと、この外國法事務弁護士は、我が国においてこの資格を認められるために、法務大臣に対して申請を行つて、法務大臣の承認を受けなければならぬわけですが、もう一つ条件として、弁護士会に所属をして、これがいわゆる単位弁護士会だと思うのですが、それから日弁連にも入会をするということになつてゐるわけですね。法務大臣の承認を受けて登録をすることになる。それで、各単位弁護士会のどこかを選んで個々に入会し、さらに日弁連に入会する、こういうことになる。

そして、四十三条によると、単位弁護士会や日弁連の総会にも出席できて、意見を述べ、議決権も有することができるというようになっているようです。そうすると、この人たちは、弁護士会との関係ではその身分はどういうことになつてゐるのか。その弁護士会の会員になるのか、準会員なのか、あるいは別な、特別の資格ということになるのか。この辺のことについてはどういうようになつているのですか。

○山崎(潮)政府委員 扱いといたしましては、日弁連の会則がございまして、その中で外國特別会員というふうに呼ばれております。ただ、今御指摘のように、日弁連の総会における議決、各単位弁護士会における議決、こういうものにも参加をすることはできるわけでございますし、当然のことながら、逆の面では監督を受けますし懲戒も受

けるということで、制度の中の一員という形で位置づけられているということです。

○佐々木(秀)委員 ということのようですが、今はお話を出ましたように、懲戒の対象にもなる。たゞ、法律によりますと、この外國法事務弁護士に対する懲戒というのは、我が国の弁護士会の会員、もちろん我が国のとくいうか、これは外国人の方でも、司法試験に合格して法曹資格を持つた人で、弁護士になつている方もありますね。例えば在日韓国人の方、朝鮮の方なんかもいますし、アメリカ人の方もわずかだけれどもいるのかもしれません。こういう人たちは懲戒手続も違つた扱いになつていますね。特別の懲戒委員会があるのですね、この人たちに對しては。そういうことは取り扱いが違つていてことだらうと思ひます。

しかし、先ほど福岡委員からもお話をありましたが、少なくともこの外國法事務弁護士も、それから日弁連にも入会するといふことになつてゐるわけですね。法務大臣の承認を受けて登録をすることによって、やはり我が国の弁護士が旨としている正義だと人権という感覚もしっかりと持つていただかな

くことはならない。これは、本来どこの国でも弁護士としてはそうあるべきだろうと思うのですが、我が国の場合には特にそのことが強く求められてゐるわけですね。

そうした点で、我が国の弁護士には弁護士倫理といふものがありますけれども、この弁護士倫理の適用も外國法事務弁護士にはあることになつてゐるのでしょうか。この点はいかがですか。

○山崎(潮)政府委員 特段排斥していない以上、会員として入る以上は、やはり倫理は同様に求められるというふうに思われます。

○佐々木(秀)委員 だとすると、倫理に違反するようなことも懲戒事由として考えられる、こういふふうに了解していいわけですね。

それから、この外國法事務弁護士、これは承認を得た特別な資格になるわけけれども、一般の人はなかなかわからないと思うのですね。もち

ろんこれは、登録された場合には官報に記載をされるということにはなつてゐるけれども、一般的にはなかなかわからない。弁護士の場合には、いわゆる日弁連の会員としての証明するバッジがあるのですけれども、ヒマワリとはかりのバッジで、弁護士になつている方もありますね。例えば在日韓国人の方から御要望があれば、我々もお話しになつてます。

○山崎(潮)政府委員 身分、資格を証明するものとして、バッジと身分証明書があるというふうに伺っております。残念ながら、私、現物を見る機会はないのでござりますけれども、バッジは、日本弁護士のバッジより少し小ぶりで、外國法事務弁護士であることがわかる表示になつてゐるというふうに伺つております。身分証明書の方は、日本人の弁護士の方については見せていただいたことがござりますけれども、そこが外國法事務弁護士に置きかわるものだというふうに理解はしておりますけれども、詳しいことはちょっと存じ上げません。

○佐々木(秀)委員 それから、この法律、特別措置法ですけれども、なかなかか読んでもわかりにくいで。それからまた、今度の改正も、先ほど業務範囲が広がるとかあるのは共同事務の範囲の問題だとか、今度の改正についてもちよつとなかなか、日本人が読んでもわからぬところがあるようになります。私どもにも理解がなかなか難しいところがある。だから、こうやってお尋ねするわけですが。

こういうことを当の外國法事務弁護士にわかつてもらわなければいけないけれども、これをわからせる方法として、どんなことをお考えになつてあるのか。もちろんこれを、その対象になるふうに思ひます。もちろんこれを、その対象になるふうに思ひます。母國語で翻訳するなり、その言葉で説明するなりということをしなければいけないのだろうと思うけれども、そのほかに法務省あるいは弁護士会として、研修ですか、その仕事のあり方など

かをも含めてですけれども、研修などということは行われてゐるのか、またやろうとしているのか。そのことについてはいかがですか。

○山崎(潮)政府委員 研修につきましては、現在は日弁連も法務省も全く行っておりません。ただ、日弁連につきましては、ことしからそれを導入していく予定であるというふうに伺つております。これを法務省が主催してやるというのはなかなか、ちょっと立場上難しいところがございますけれども、日弁連の方から御要望があれば、我々もそういう会に御協力をさせていただきたいというふうに思つております。

なお、あといろいろ、宣伝というのですか、周知徹底の方法も御質問でござりますけれども、これにつきまして、もちろん、御承認いただきましてから日本語の解説書は書かなければいけませんし、それをすべて今度は英訳をいたしまして、雑誌等に載せまして周知徹底を図るとともに、この分につきましては法務省のホームページにも登載する予定でございます。

また、さらに日弁連を通じまして各単位弁護士会に英文のものをすべてお渡しいたしまして、その会を通じて徹底をしていただくということを考えております。

○佐々木(秀)委員 二度にわたり、今度は三度目ですけれども、規制緩和を外國法事務弁護士についてすることになつてゐるわけですから、それにもかかわらず、やはり外國法事務弁護士の活動の範囲というのは極めて限られたものになつてゐる。私は、このことは必要な規制だらうと思うのですね。業界、経済界などからは、外國法事務弁護士が我が国の弁護士を雇用するということを認めてもいいではないか、そこまでいかなければならないんじゃないかといふような強い御要請もあつたやに承りますが、しかし、今度の場合の改訂でもそこまでは認めずに、共同事業の形態を拡大したというふうにとどめていますね。

しかし、これはまだ検討の余地ありとというよう

回そこまで踏み切らなかつた理由及び、日本人の弁護士を雇用できるということについては、今後、宿題になつて、まだ規制緩和の方向に向かうのかどうか。この辺について、大臣もおわかりでしたら、お答えいただきたいと思います。

○下稻葉国務大臣 その議論はかねてから私も承知いたしておるわけでございます。雇用といますと主従関係があるわけでございまして、雇つた人の指揮命令に従つて雇われた人が動くということは、実質的には、では、外国人弁護士が日本の弁護士を使って日本法を運用するというふうなことに相なるわけでございまして、それは、刑事案件なり民事事件なり、そこまで踏み込んでいいのかどうかというふうなところで、例の研究会でも議論されまして、そこまではなかなか踏み込みにくいというふうなことだつたというふうに私は承知いたしております。

私自身も今回の法律の問題についていろいろ考

えてみました。日本の司法、特に、その中における弁護士会の今日までの伝統なりなんなり、日本

の司法の中におけるいろいろなバランスの問題、国際的ないろいろな要望のあることもよくわ

かるわけでございますが、やはり現在の我が国における司法の立場を国内外のいろいろな要素とおつけてみて、調整をとれば、今回お願いして

いる法案に決着するんじやなかろうか。研究会の結論もまたそういうふうなことであつたというふうに思つておきます。

○佐々木(秀)委員 この制度が実施をされましてから今日まで、十年を超えたわけです、十一年目に入りますか。法務省から出されております資料

で見ますと、法律施行後の翌年の昭和六十三年三月段階で、外国法事務弁護士としての登録を認められた方が三十一名だった。本年三月二十五日現在でこれが八十七名ということあります。

この途中の人数の増減の推移などもここに出て

いるわけですけれども、当初、鳴り物入りでこれがうたわれた、また議論をされた割には、登録者の数というのは割合多くないよう私は思うので

すね、現在百人になつてないわけですから。特

に、平成三年のときには七十八名でありましたの

が、翌年の平成四年では七十九名というように一

人しかふえていない。それから、逆に、平成五年

になると七八名で一人減っています。それから、

平成六年七十九、平成七年で、ここもまた一人減つ

て七十七、平成八年は七十七で同数

平成九年で

三人ふえて八十名、本年の三月で八十七名という

ので、ここで七名の増加があつたということにな

りますが、どうも余り多くないようですね。殊

に、途中で減つているというの、これはどうい

うことなのか。

先ほどお話をありましたように、外国法事務弁

護士についても、懲戒があつたり、あるいは登録

の取り消しといふこともあります。あるいは、

本国に帰つて、その登録を自分の方から取り消す

というようなこともありますのかと思ひますけれども、それとの関係で、例えは、この間に、外国法

事務弁護士についての不祥事の事例といいますか、あるいは懲戒の事例というか、含めてですけれども、それとも、その辺について、法務省としてどの程度

掌握なさつてあるか。

それと、登録者の数がこれぐらいというのです

が、これは、登録して、やはりはねられた人もい

るのか、大体登録した人は認められてきているの

か。つまり、登録申請者と登録承認者の数の関係で

でどんなようになつてゐるのか、東近の例で結構

でそれとも、それも含めてお話をください。

○山崎(潮)政府委員 数の変遷でございますが、

今、委員御指摘のとおりでございます。

この四月三十日現在でいきますと、一名減りま

して八十六という数字になつております。これは

それぞれ、派遣する国が幾つかございますけれども、そのローフームとか、そういうところの

都合によるということもあるわけでござります

し、また、個人で来られている方もおりますけれ

ども、今の日本の経済状況を見ますと、果たして

十分にやつていただけるかどうかという問題もござい

ます。さまざま要因がありまして、ふえたり減つ

たりを繰り返している。

ただ、大きなところは、ローフームからこち

らに派遣されておりまして、三年ぐらいいたしま

すとまた転勤ということで戻りますので、そうな

りますと、そこで人がかかるだけであつて、人数

はそれほどふえないという実態にあるようでござります。

それから、懲戒の件でございますけれども、私

どもが承知している範囲では、一件ございます。

この事案は、日本における事務所を閉鎖して本国

に帰国したわけでございますけれども、その際に、

日弁連の登録の取り消し手続をとらなかつた、

ほつたらかしたままで行つたわけでございます。

そうしますと、会費納入義務がそのまま継続しま

して、これが未納であるということから懲戒の事

由になつたわけでございます。どうも、本人にい

るいろいろ連絡をとつたようでございますけれども、

会費を払つつもりもないということのようでござ

いまして、相当強硬だったわけでございます。

最終的には退会命令ということで決着がついたよ

うでございます。

こういうような点が一件報告を受けております

けれども、それ以外には承知しておりません。

それからまた、申請があつたのに登録の関係で

却下をしたかどうかという点でござりますけれども、却下をしたかどうかという点でござりますけれども、それは、いろいろ実情を申し上げまして取り下げを願つた方はおりますけれども、最終的に、私どもの審査の方でバスをした方がみんな日弁連の方に入つてゐるということで、却下の例はございません。

○佐々木(秀)委員 ですから、こういう数の変遷

を見ると、もちろんこれは、我が國あるいはその当事者の自國との経済関係ですか経済事情などと

いうことで、また数字が違つてくるのではないか

と思うのです。それと、人をして言わせれば、ま

だ規制がきついからこれを緩和すればもっとふえ

るんだという言い方もある、どうも経済界などからは

あるようです。

今度の規制緩和によつて、それではこの人数が

大幅に、登録申請というものがふえてくるんだろ

うかというと、先ほどもお話をあつたように、む

ろしこれが国の経済事情が悪いといふことを考

えますと、そこで人がかかるだけであつて、人数

はそれほどふえないという実態にあるようでござります。

省としては、今度の規制緩和でやはり登録申請が

ふえてくるだろうというような見込みはあるので

すか。

○山崎(潮)政府委員 ただいま申し上げましたよ

うに、人数の増減、これから予想というものは極

めて難しいところがございまして、私ども、今回

の改正によりまして、国際色豊かな方が入つてき

て、その観點から、日本の依頼者、これもいろい

ろチヨイスがてきて、そういう面ではサービスが

非常によくなるだろうというふうには思つております

けれども、人数がどれくらいふえるかという

のは、必ずしも法律を変えたからといってそな

れるものではない。さまざまの情勢に影響を受ける

ということございまして、私ども、今後、徐々

にはふえていくだろうというふうには予想してお

りますけれども、爆発的にふえるということは予

想はしておりません。

○佐々木(秀)委員 どういふうな点が一件報告を受けております

けれども、それ以外には承知しておりません。

それからまた、申請があつたのに登録の関係で

却下をしたかどうかという点でござりますけれども、却下をしたかどうかという点でござりますけれども、それは、いろいろ実情を申し上げまして取り

下げを願つた方はおりますけれども、最終的に、

私どもの審査の方でバスをした方がみんな日弁連

の方に入つてゐるということで、却下の例はござ

いません。

○佐々木(秀)委員 ですから、こういう数の変遷

を見ると、もちろんこれは、我が國あるいはその当事者の自國との経済関係ですか経済事情などと

いうことで、また数字が違つてくるのではないか

と思うのです。それと、人をして言わせれば、ま

だ規制がきついからこれを緩和すればもっとふえ

るんだという言い方もある、どうも経済界などからは

あるようです。

今度の規制緩和によつて、それではこの人数が

大幅に、登録申請というものがふえてくるんだろ

うかというと、先ほどもお話をあつたように、む

ろしこれが国の経済事情が悪いといふことを考

えますと、そこで人がかかるだけであつて、人数

はそれほどふえないという実態にあるようでござります。

省としては、今度の規制緩和でやはり登録申請が

ふえてくるだろうというような見込みはあるので

すか。

○佐々木(秀)委員 ですから、こういう数の変遷

を見ると、もちろんこれは、我が國あるいはその当事者の自國との経済関係ですか経済事情などと

いうことで、また数字が違つてくるのではないか

と思うのです。それと、人をして言わせれば、ま

だ規制がきついからこれを緩和すればもっとふえ

るんだという言い方もある、どうも経済界などからは

あるようです。



すので、その点はどこで行おうと等質のものという理解で今回広げてあるわけでござりますので、それもいいということにならうかといふに理解しております。

○西川(知)委員 それはよくわかりました。

そこで、先ほど別の委員からもちょっと指摘があつたと思うのですが、外弁というとちょっと実態がおわかりにならない方もいらっしゃるので、ちょっとと説明しますと、例えばニューヨークで資格を取った人がいろいろなところで経験を積んで、また日本でも、例えば涉外事務所に雇われて何年か経験を積んでいく。そして、その人たちが何年か経験を積んだ結果、特に英語ができるといふことで、いろいろな契約のレビューとか意見書の英語で書く前提をつくるとか、そういうことをやつて、実際には、その中心になつて交渉をしたりするのは日本の弁護士、これが、その人たちがつくつたいろいろなレビューの結果とかメモとか、そういうものを参考にしつつやるわけでございます。

基本的にアメリカとかイギリスの弁護士事務所というのは、裁判手続をやる部門と、いわゆるファイナンスならファイナンスをやる部門と、その中でも、飛行機の関係をやる人と船をやる人と、あと特許をやる人と、もう全部分かれていまして、それぞれ三十人ずつぐらいいて、何人かのパートナーがそれぞれのヘッドとしている。

初めの二年間ぐらいはそれぞれローテーションで回されるわけですから、その後はずつと同じ部門でやるというのが通常でして、例えば航空機のファイナンス、これは私の専門分野だったのですが、その弁護士というのは、もう裁判の手続はほとんど知らない、ほかのことは切知らないといふ人が大変多い。そういう人たちが日本に来て仕事をしている、そして外弁の資格を取る、こういう場合もあり得るわけです。

そうすると、ちょっと心配する点は、先ほども

指摘がありましたが、いろいろな法律、弁護士の役割がいわゆるリーガルビジネスであると

いうことで、人権とかそういうことについて、まことにいろいろな法倫理のことについて、若干そういうふうに調整をしていくのか。

また、例えば、いろいろな倫理問題についても、これは事実として指摘をしておかないと

けないことだと思うのですけれども、この辺のことなどをどういうふうに調整をしていくのか。

これは弁護士会の方の倫理規定に任すのか、それとも何か特別の方法を考えるのか、この辺のところを、自己責任の原則とはいしますものの、そう

いう新しい時代に入って、新しいカテゴリーのそ

ういうリーガルビジネスが弁護士の役割だと思つてやつてくる人もたくさんいるわけでございますから、その辺についての国民の権利義務との調和をどういうふうに基本的に國られるつもりか。これは大臣でも山崎さんでも結構です。

○山崎(潮)政府委員 この倫理の問題に関しましては、我が国の外国法事務弁護士連合会、日弁連に加入するわけです、また単位弁護士会にも加入するわけでございます。加入して、

外國の特別会員として活動するわけでございますが、そうなりますと、やはりこれは弁護士法の弁護士自治の問題がございまして、それについて法務省が何らかの監督を行なうということはなかなか今後の法制の中では難しい状況にござります。

結局は、その日弁連の方のいろいろ監督、懲戒

の問題にむだねざるを得ませんけれども、それが品位を辱めるいろいろな行為になりますと、私どもとしても承認を取り消すという事態にもなるわけですが、それもこれぐらいの契約書を一晩か二晩ぐらいでつくつて実際に交渉をするということは、ファイナンスの仕事とかMアンドAの仕事とか、基本的にはファイナンスの仕事が一番多いわけですが、それもこれぐらいの契約書を一晩か二晩ぐらいでつくつて実際に交渉をするというとで、しかも典型的ないろんな契約が多いわけですから、ドキュメントもばつと一日でつくれるよ

うな体制をニューヨークとロンドンと日本とで連携してつくつて、そういうようなのが実態でございます。

そうすると、そこで中心になつてやつているの

ふうに思つております。

○西川(知)委員 その関係で、日本の弁護士が外

さんですと、最初に日本の弁護士が同席をする、交渉の二回目からずっともう一切出てこない、後

はサインのときだけ出でてくる。

○西川(知)委員 その関係で、日本の弁護士が外

さんですと、最初に日本の弁護士が同席をする、

交渉の二回目からずっともう一切出てこない、後

はサインのときだけ出でてくる。

○西川(知)委員 その関係で、日本の弁護士が外

さんですと、最初に日本の弁護士が同席をする、</p

れども、それ以外に、通常は、全部弁護士会の方  
がいろいろ実態を把握しております。私ども、直  
接知り得る立場にはございませんけれども、いろ  
いろ今御指摘の点も踏まえまして、闇心を持って  
るなら、そういうもので実態をきちっと把握して  
いきたいと考えております。

こういう日本の弁護士でやっているのは四、五人でございまして、弁護士会の方のそういう委員をやっている方は余り、専外をやっているといったものの実際にタッチされていない方々がほとんどでございますので、積極的にその辺のところを調べていただければというふうに思います。

ところで、黒田の弁護士というのか御存じのようになりますて、これは、日本の司法試験が非常に難しい、ところが、こう言つちや大変失礼ですけれども、アメリカの方はそれに比べると格段に易しいということで、アメリカならアメリカに渡つて向こうで弁護士の資格を取つて、日本語はべらべらである、当然のことながら、日本人ですから。そして、ほとんど経験が何もないということです。そういうよくな日本人の外弁が日本に来て、そして、例えは資格を取つてまた特定共同事業に参加をする、こういう例も見受けられるわけです。

それはそれで、法制上はいいんでしようけれども、ちょっと懸念していることは、例えは、アメリカのニューヨークでの資格を取つたといった人が、自分はニューヨークの弁護士であるというふうに書いて、経験は何もないのに日本に来るといつた場合、お客様の方は、企業の方とか消費者がの方は、そういうことをよく知っているんじやないかというふうに思つて、まあ日本語もしゃべれることだし頼みに行く。ところが、その結果は大変悪がつたということで、企業の方が非常に損害をこうむるというようなこともたくさんあるわけです。

を自由に名乗るということが果たして消費者、ま

たクライアントを保護する意味で果たして妥当な  
のかどうかということについて、これは、すぐ結  
論を出すことは非常に難しいと思いますので、こ  
こでは結論ということは求めませんが、一度  
ちょっと検討していただきたいというふうに思う  
んですが、大臣、いかがでしょうか。

○山崎(瀬)政府委員　ただいま御指摘の点、我が

国でも同じ問題がございまして、例は弁護士会に登録をいたしまして、活動していくとしても、入会しましてきちんと会費を納めていれば名乗れるはずでございます。それが、では海外へ行って日本の弁護士だと言えるかどうかという問題、同じ問題かと思います。なかなか法制度上は難しい点はありますけれども、確かに依頼者を

惑わせる。この点は避けなければならぬといふ問題がもう一つございます。ですから、どういう仕切りが可能なのか、あるいはできるのかできないのか、ちょっと検討はしてみたいと思つております。

○西川(知) 委員 大臣、いかがですか。

○下稻葉国務大臣 もともと外国法弁護士の資格がないわけでござりますから、日本においては、それは潜りでござりますね。ですから、その辺のところは、今調査部長も、政府委員も申し上げましたが、資格のない人がそのような活動をやつてゐるということは、これは違法でござりますから、何とか十分対処できるような方法を検討してみたいと思いますし、具体的にまたそういうふうな方を御存じなら教えていただければありがたいと思ひます。

○西川(知) 委員 それから、日本の渉外事務所も、大規模などころがどんどん出てきまして、私が二十年前に研修所を卒業してそういうところに入つたときは、まだ五百名の中で二人とか三人とかその程度だつたんですが、今は何か人気が高くて、何十人とかいう規模で、一つの事務所で七、八人入るということも現実だというふうに聞いており

実態を見ますと、こう言つちやなんですかけれど

も、英語ができるかどうかということが非常に大きく左右されまして、例えば有報、有価証券報告書、これをつくるときの翻訳をやつたり、契約書の、合弁契約の翻訳をやつたり、そういうことをやって、それも自分たちではやらずに、どこかの英文科を出た翻訳のセクションの女の子にやらせて、それを最後に、見たことにして、さつと見る。

たたか一年目とか二年目とか、留学をする前の井  
議士の英語の能力というのは、そういう翻訳をして、英文科を卒業した人よりは劣っていますので、正しいかどうかがよくわからないといって、大体そのままさつと通つてしまふ。上のパートナーの方に行きますと、そんな細かいことはやつてられぬということで、さつと見て、そしてお客様に

翻訳料は、タイムベースでやるわけですけれども、事務員のアワリーレート、いわゆる時間当たり幾らかといふものの大体三倍が四倍くらい取つてゐる。そういうような実態とか、例えば、会社を立てるときに、司法書士の資格のない人に実際はやらず、それで、最後だけ弁護士が見て判こを押すというようなことが実態として行われている。

こういうことで、ちょっとこの点も事実として指摘しておきたいと思うのです。これは、最後はその人が見たことで、判こを押したということですが、それでいいのかもしれません、実態はそうではないと。最後は自分が法的責任を、損害賠償とか、うまいいかなかつたらどうからしいというようなもので、実態は、これではなかなか弁護士としての、さつき言つた倫理観とか、脱法行為的なことになつてゐるのではないか、かうふうに考えられますので、この辺のところも、やはりもう少し実態の方を十分チェックしていただいて、何か間違い等があれば、これは、是正するなり指導をしていただくなり、そういうことをやつていただきたいと思いますが、まず、政府委員の方から。

についてさまざま点から御指摘をいただきてい

るわけでござりますので、私ども、その辺のことについて承知し得る立場になかなかないわけでござりますけれども、今御指摘がありましたようなさまざまの点について、一度私どもも、まず弁連の方と、どういう実態なのが御承知かということで、少し聞いてみたいというふうに思いました。

○西川(知)委員 大臣、いかがでしょうか。  
○下稻葉国務大臣 政府委員と同じ気持ちでござ  
います。

○西川(知)委員 そこで、特にお願ひしておきた  
いのは、そういう涉外事務ばかりやつていてる代表  
のところに聞かれますと、そういうことはないと  
いうふうに答えると思いますので、なるべくなら  
いきます。

外弁問題研究会の構成員ではないようなどころは実態調査をしていただきたいというふうにこれは申し添えておきます。

そこで、ちょっと私も、実際にそういう渉外の弁護士をやつておりましたときに、この外弁の問題というのはどこまで許容されるのかというのは、いろいろな騒擾があつて、これが所内での非常に大きな話題になつていて、どうしたらしいのか、もう外圧で全部やられるのじゃないかとか、そんなことを考えていたわけなのですけれども、この点について、ヨーロッパとかアメリカとかいろいろなところから要請があつたり、ある意味で外圧というものがあつたような気がするわけでやはりこれは、外圧でやるというよりも、これから日本の新しい、金融ビッグバンも迎えて、日本の弁護士制度がどういうふうにあるべきかということを中心として考えさせていただけないとか、そういうことのないように、先ほどの申しましたように、総合的法律・経営関係事務

所の構想についても同じことで、日本の消費者に

ところで、日本の企業、クライアントにとって一番いい法律制度というのはどういうことかという観点からやはり法律というものを考えていったいたいというふうに思いますが、その辺のことにについての大臣と政府委員の御見解をお伺いします。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘いただきました点、私ども同じ考え方でございまして、きっかけは確かに諸外国からの要望あるいは規制緩和要望というふうにあつたわけでござります。しかし、やはり我が国の依頼者保護の觀点あるいは我が国の法制度との整合性、これをきちっと基本に据える必要があるだらうというふうに考えておりまして、今回の規制緩和要望に関しましても、その要望にパートエクトにこたえたというわけではございません。

例えば、大きな問題といたしましては、雇用を解禁するという問題がございましたけれども、これは解禁はしないということです。あるいは、英米で行われておりますパートナーシップと同じものを導入しろという要望が相変わらず強いわけござりますが、これはもう委員は十分御存じのことと思いますけれども、欧米のパートナーシップは一種の法人的な役割を果たしておりますので、そこで不動産を購入したり事件を受理したりということになりますけれども、これを幾ら導入しろと言われましても、我が国ではやはり個人が受任をするという関係にまだなっているわけござりますので、こういう点についても我が国の法制度との整合性、こういう観点で進めているところです。

○西川(知)委員 では、大臣はいかがですか。

○下橋葉國務大臣 先ほど来、委員の豊富な御経験をもとにいたしました御意見を承りまして、大

て私自身も勉強になりました。

日本の司法がいかにあるべきか、これは、私ども、裁判所・日弁連とよく相談いたしまして、そして、世の中の変化、国際化の進展、そういうふうなものを見にして、やはり柔軟性を持つて対応していくかなければならない、そういうふうな環境として、委員御指摘のような問題もあると思います。

それで、法曹二者の問題につきましては、もう私自身も常にコミュニケーションをよくしようと努力しているわけでございまして、きょうもあることで日弁連の会長と電話で御連絡するようなこと等々もいたしたわけでござりますが、その辺のところで、お互に肩を張ることなく、目的は一緒でございますから、同じでござりますから、意見は闘わせます、そういうよう

な中で一致点を見つけて、今委員御指摘のようない方間に、活力に満ちて、おかつ柔軟性を持つて対処してまいりたい、このように思っております。

○西川(知)委員 時間もあと少しですので、ちょっと別の立場から、この外弁法には直接関係しませんけれども、お尋ねしたいことがあります。それは、この国際化時代を迎えて、例えば、弁護士も外国に留学して、向こうの事務所でトレーニングを受けたりというだけではなくて、例えば、役所に入りますので、ある一定期間役人となつて国際的な分野で仕事をするとか、企業に何年間か派遣して、そこで実際の業務を勉強するとか、こういうようなことがあります。それが非常に将来の自分自身の経験なり、お客様に最終的にはメリットが与えられる、こういうことがどんどん行われてきているわけです。

そこで、この国会というのは基本的に一番重要な立法機関の一つでございまして、弁護士の中でも若い弁護士なんかは、ぜひ政策秘書になって、実際に政策秘書の点についても、いろいろなま

なございます。特に、渉外事務所なんか五十人

とか四十人の規模になりますと、そういうふうな

人たちも出てくるわけです。ところが、ここは今どこのところ規制がありまして、そうすることはできぬということになつてゐるのではないかと思うのです。

○山崎(潮)政府委員 ただいま議員御指摘の点は、例えば裁判官、検事におきましても同じような問題がございまして、他のところに行つていろいろな経験をすることによって自分の仕事がよりよくなるという点はござります。それを弁護士に投影すれば、やはり同じ問題があろうかというふうに私も思います。

一つは政府の法律家の問題を言われていると思

いますけれども、これにつきましては今も任官制

度というものがござりますけれども、逆に言うと、我々としても余りなり手がないというふうに理解をしているわけでござります。新しい制度をつくりましてから五、六年たちますけれども、その間に裁判官はたしか三千数名、それから検査官については六名という状況でございまして、今委員御指摘の方ではかなり要望があるというふうに、私も別のことから伺つてるのでありますけれども、実際のなり手は余り多くないという点で、その辺がちょっとギャップがあるのかなという感じはしております。

いずれにしましても、弁護士が多方面で活躍を

するということについては、それは賛成でござい

うことは十分承知はしております。

○西川(知)委員 質問時間が終了いたしましたので、私の質問を終りますが、先ほど、いろいろ私の経験から具体的なことを申し上げました。

それで、大臣も法務当局の方もそういう実態を調査していただくというふうな御答弁もいただきまして、せひそういう実態を踏まえて、これから

質疑を終わります。

○笹川委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 平和・改革の漆原でござります。

この外弁法が施行されてから十一年になるわけですが、施行当時は、大挙してたくさん的人が来るということで、弁護士会も非常に心配した時期があつたのですが、その後登録される方は大変少

ない、こう聞いております。

そこで、現在何名の人がその登録をされておるのか。また、少ない理由は一体どう認識されてい

るのか。そしてもう一つは、法務省として、現在

論議は私どもも承知はしております。ただ、これ

は政策秘書というもののあり方の議論も一つにございまして、政策秘書の場合には、常勤であるべきなのか非常勤でも構わないのか、そういう論点が一つございまして、そこをクリアしないとなかなか難しい点がございます。

常勤でも構わないということであれば、現在でも弁護士登録を取り消して、それで政策秘書にするという道はございます。しかし、これではなかなか難しい。では、あるいは登録をしたままでも常勤ということになりますと、弁護士活動を一切できません。では、これが果たして来手がいるのかという問題等ございまして、私どももいろいろな点について今後どういうふうにあるべきか

すが、この辺について、政府委員なり大臣の御意見、どういうふうにこれを考えていくかというごとについて、御意見をお伺いしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 ただいま議員御指摘の点は、例えば裁判官、検事におきましても同じような問題がございまして、他のところに行つていろいろな経験をすることによって自分の仕事がよりよくなるという点はござります。それを弁護士に投影すれば、やはり同じ問題があろうかというふうに私も思います。

いずれにしましても、弁護士が多方面で活躍を

するということについては、それは賛成でござい

うことは十分承知はしております。

○西川(知)委員 質問時間が終了いたしましたので、私の質問を終りますが、先ほど、いろいろ私の経験から具体的なことを申し上げました。

それで、大臣も法務当局の方もそういう実態を調べていただきたいというふうに思いまして、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○笹川委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 平和・改革の漆原でござります。

この外弁法が施行されてから十一年になるわけですが、施行当時は、大挙してたくさん的人が来るということで、弁護士会も非常に心配した時期があつたのですが、その後登録される方は大変少

ない、こう聞いております。

そこで、現在何名の人がその登録をされておるのか。また、少ない理由は一体どう認識されてい

るのか。そしてもう一つは、法務省として、現在

の企業等の要請によりどのくらいの人数が相当とお考えなのか。この辻をお尋ねしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 本年の四月三十日現在で申し上げますと、八十六名でござります。

これが多いいの少ないのか、それから、どうして  
あえないのかという問題等ござりますけれども、  
これは、幾ら門戸を広げても、現在日本で弁護士が  
大都市に偏在すると同じような問題がござ  
います。やはり、そこで法的なニーズがどれだけ  
あるかということ、そのときの社会情勢、経済情  
勢、こういうことにも影響を受けるわけでござ  
まして、なかなかそこそこはつきりしたこ  
とは申し上げられない、理由がどうしてかといふ  
のはよくわからない点はございます。  
それから、今後の予想というのは、これは、裁

判所法、司法試験法の関係で御審議をいたいとしたときも、ではこれからどのぐらいが適当かという御質問もございましたけれども、なかなかこれも申し上げるのは難しいわけでございます。特に、外国の弁護士から見た日本における法的需要の問題でござりますので、視点を私どもの方で把握するというわけになかなかいいところもございませんが、ただ、言えることは、徐々にはふえていくかもしませんけれども、今の状況、十年間見ておりますと、そう爆発的にふえていくという傾向にはないだらうというふうに考えております。

○漆原委員 それでは、今回の法案に即して、まず職務経験の要件の緩和についてお尋ねします。

現行の外弁法は、職務経験を五年以上、こうしておりますが、これは、いわゆる外弁の能力、資格、倫理観等を保証する、こういう趣旨での担保だと思います。今回は、これを緩和して三年にしてよいということでございますが、経団連とかあるのはアメリカ、ヨーロッパあたりから、むしろ職務経験そのものを廃止してはどうかという強い要請があると聞いておりますが、今回、この職務経験を三年にしても、三年以上ということで残した理由についてお尋ねしたいと思います。

の能力、倫理等については依頼者の判断に任せていいではないかという意見はございます。ただ、これは、外国法事務弁護士を受け入れるにつきましては、我が国で改めて試験をやるわけではございません。それは、ほかのところで試験に合格された方、その資格を一定の要件として受け入れるわけでございます。そうなりますと、やはり、私どもが試験をしてオーバーと言つたわけではございませんので、そういう関係から、試験に受かり、向こうで一定の経験を要求するということがどうしても必要になつてまいります。

特に、依頼者の保護という点を考えますと、依頼者は、では情報収集能力とかあるいは判断能力が十分な大企業だけかということになりますと、法律を制定する以上、それだけを想定するわけにはまらないわけでございまして、一般的の個人の方もおられるわけでございます。特に、最近の社会を考えますと、涉外的な結婚とか涉外的な身分関係を持たれる方が大分ふえてまいつております。この方たちの離婚問題、相続問題、いろいろ起つたときに、やはりこれは個人でございます。そういうことを考えますと、依頼者保護の観点から、外国法事務弁護士の能力、資質、倫理等、これを確保する上では、やはり職務経験要件は残さざるを得ない、こういう視点でやつたわけでございます。

○漆原委員 今現在、能力、資格、倫理に関してどんなふうな審査をしているのか、その内容を教えていただきたいということと、それから、下限を五年を三年にしたということで、十分その審査はできるのか。この二点についてお尋ねします。

○山崎(瀬)政府委員 審査の方法につきましては、まず、承認を求める者から職務経験要件に関する申述書を出していただいております。それとともに、裁判所、弁護士会、それから弁護士としての雇い人、雇主までござります、そういう人たちからの証明書等を資料としていただいております。これはもちろん、裁判所、弁護士会というのは、所属するところではございませんで、外国の裁判所、

弁護士会という意味でござりますけれども、そちらの記述についてまず判断をいたしまして、そこでおおむね問題なければそれで審査をいたしますけれども、何か疑義があれば調査をするというような構造になつてゐるわけでございます。  
また、今年だから、三年で大丈夫なのかということでござりますけれども、これを三年にいたしまして理由は、平成六年に、日本におきます労務提供二年という期間、これはもちろん依頼者に直接法律サービスをするわけではないのですけれども、その母国法についての法律サービスをしている、そういうことの労務提供でございます。その二年間を導入したということになりますと、本国におきます経験は三年でいいということになるわけでございまして、これでしばらくやってみたわけですけれども、その後に入つてこられた方たちを見ましても、段階その点では支障はないという判断に達したわけでございます。  
そういう関係から今回は短縮したわけでござりますけれども、これ以上短い期間でその判断ができるかということになりますと、私どもは、それは難しいだろう、これが今のところの極限であるというふうに考えてゐるところでございます。  
○漆原委員 今労務提供の期間が出来ましたが、從来は労務提供算入期間を二年にしておりましたのが、今回は一年を限度とした。今回の改正によつて、職務経験期間は三年以上と短縮したり、あるいは職務経験地も緩和しているわけですね。そういう意味で、このよらないわゆる特別措置といふ特例措置は本来なくしていいのではないかといふふうな意見もあると思いますが、この特例措置を今回残した理由と、それを一年というふうに短縮した理由についてお尋ねしたいと思います。

とで来たわけでございます。それを平成六年に本格導入した、こういう経緯にございます。これにつきましては、日本で、やはり法律事務、クライアントとの関係では直接やらないかもしねませんけれども、弁護士の指導のもとでやつているわけでござりますので、やはり一応の、一定の法律の経験はしているだろう。それから、やはり日本で働きたいという方は、日本の実情をよく理解したい、あるいはわかつてやりたいという方でござりますので、やはり日本の実情をよく踏まえた上で外國法の法律サービスをしていただけるということは依頼者の觀点に立つてもいいことだと、いうことから、これを本格的に導入したわけでござります。また、それによつて特別の弊害もなかつたということが一つの理由でございます。

じゃ、今回なぜそれを残したのかということでおございますが、前は五年のうち二年ということになつておりますが、今度三年ということに伴いまして、廃止すべきかどうかという問題もちょっと考えたわけでござますが、やはりそういうふうに日本を理解して活躍したいという方を排斥する必要はないだろう、それも弊害がないんだからと、いうことで残すこととしたわけでございますが、三年になりますて、そのまま我が国における労務提供期間を二年としますと、日本において正式に弁護士活動をしていない期間の方が長くなつてしまふわけです。これは避けるべきだろうということで、少なくとも半分以上は独立の弁護士として活躍していただきたいという趣旨から、三年のうち一年とすることで残した、こういう経緯にござります。

○齋原委員 次に、第三国法に関する法律事務の取り扱いについてお尋ねしたいと思います。

今回の改正で、この外弁の職務権限を拡大して、一定の場合には第三国法に関する法律事務も行えるというふうにするものであります。この外弁の法律事務というのが第三国法にも及ぶという事態は、これはもうこの制度を導入した段階からわかつていたのではないか。また、そういう事態が



ニユーヨーク州でしか法律のサービスができない者がオールマイティーの弁護士を雇うということになりますと、自分のできないところまで手を出すという関係になってしまふわけでござります。それに、ニユーヨーク州の法律についてサービスをするのにわざわざ日本人の弁護士を雇うという意味もよくわからないというようなことが基本にございまして、やはり雇用の禁止という問題は解禁はできないという結論に達したわけでございま

○添原委員 最後にもう一点だけお尋ねしたいの

ですが、今回の改正で共同事業の範囲が大幅に拡張されたわけですが、弁護士雇用の禁止を何か制度的に保障する措置を、今現行法でどのような措置がとられているか、お尋ねしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇うというような実質にならないような制度的担保でございますが、それにつきましては、

先ほどちょっと申し上げたかと思ひますけれども、まず、現在の特定共同事業に関しては、組み合わせる日本人の弁護士は五年以上の経験が

なければならない」ということが第一点でござります。それから、外国法事務弁護士につきましても、

事業につきましては、その業務内容につきましても、そういう関係から監督あるいは懲戒ができるということになります。それからまた、特定共同

て日弁連の方に全部届け出を出すという制度になつておりますし、そこで詳細を全部把握できる

そういうような幾つかの制度的な保障がございましてそこで歯どめをかけている、こういうことでございまして、具体的に現在大きな問題点がそ

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○ 笹川委員長 達増拓也君。  
○ 速増委員 自由党の速増拓也でござります。  
私は、この前、司法試験法、裁判所法改正のこと

きにも質問に立たせていただきたいのですけれども、そのときに引き続きまして、今回も次のようないくに当たって、やはり量的・質的な法曹の充実ということが非常に重要なのではないかとう思います。

それは、今後、日本が政治、行政、経済、社会、すべての分野でそのシステムの改革を大きく進めしていくに当たって、やはり量的・質的な法曹の充実ということが非常に重要なのではないかとう思います。

まず、法曹の人口を量的に拡大する中で、その質の向上、多様化等を図りながら、個人が自己責任原則に立って自由にしてルールにのつとて行動し、事後的なチェックによつてその行動の正しさが担保されていくような、そういう社会にしたいかなければならない。

今回のこの外国弁護士法改正の経緯の中で、規制緩和小委員会が平成九年十二月四日報告を出しておまりまして、その中では、先ほども指摘されていましたけれども、「法曹の充実のためには、先進諸外国と比べて極度に少ない法曹人口を大幅に増員するとともに、競争を通じた質的な充実を促進する」という観点から、弁護士が独占している法律事務への類似職種による部分参入や、外国法事務弁護士に関する一層の規制緩和を図ることの必要性を主張してきた。」と。

この行革委員会の規制緩和小委員会の報告で、この外国法事務弁護士制度の改正についてこういう法曹の量的・質的な充実という観点から取り上げられていくわけがありますが、ここでポイントになるのは「競争を通じた質的な充実」という考え方だと思います。競争ということですから、法曹人「が少ない場合には競争が起こらないわけでありまして、競争が起ころ、うつかりすると仕事にあぶれる人も出てくるかもしれない、それが競争ということだと思うのですが、法曹の量的な拡大を行う中で質的な充実も図られるのだという考え方を伺いたいと思います。

○下福澤国務大臣 委員御指摘のとおりに、平成九年十二月四日、行政改革委員会の規制緩和小委員会の最終報告書で、「競争を通じた質的な充実を促進する」という視点から、「外国法事務弁護士に関する一層の規制緩和を図ることの必要性を主張してきた」。こういうふうに述べられております。その前に増員の問題がございまして、その報告書の中にも「法曹人口の大幅増員」と「外国弁護士の受入に関する規制緩和」この二つが答申の中に出でておるわけでございます。

我が国の弁護士と外国法事務弁護士の双方が、

○山崎謙政府委員 基本的には、外国弁護士問題研究会、両方に配慮した形はとつております。  
ただ、私が今まで両者を経験してきた感じから申し上げますと、外国弁護士問題研究会の方につ

きましては、やはり依頼者の保護とそれから司法制度との適合性という方にかなり重きがかかるて  
いるものというふうに理解をしております。  
また、規制緩和小委員会の方の結論につきまし  
ては、こちらは基本的には規制緩和を行って、そ

これは個人個人が自己判断で動いていく世界を予想しておりますので、そういう場合に、いろいろな規制を全部取り払って自由にさせろ、そういう立

場から言われておりますて、抽象的には目指して  
いるところは同じと言えるかもしれませんけれど  
も、足のかかりというか出発点は大分反対側から

○達増委員 今の答弁の中にも依頼者保護というスタートしているのではないか、こういうふうに考えられます。

のが出てきたわけですけれども、この依頼者保護という考え方は、ある意味で競争を基本原則にしていくと、いうものに歯どめをかけるといいます

か、その反対側の方から歩み寄っていくような観点だと思うのですね。

できるだけ広く、その広い選択肢の中から利用する側が選ぶというこの点に重きを置けば、外国法事務手続きについても依頼者がみずから責任で

馬鹿が言つてゐるからいいんだという結論になると思うのですが、そこでえて依頼者保護という観点から、今回職務経験要件について、軽減はしてい

○下福澤国務大臣 委員御指摘のとおりに、平成九年十二月四日、行政改革委員会の規制緩和小委員会の最終報告書で「競争を通じた質的な充実を促進するという視点から、「外国法事務弁護士の受入に関する規制緩和」、この二つが答申の中に出でるわけございます。

我が国の弁護士と外国法事務弁護士の双方が、よりよい法的サービスを提供することができるよう、互いに切磋琢磨し、国民のニーズにこたえていくべきことは当然であると思います。

ただ、先ほど申し上げておりますように、外国弁護士受け入れ制度は、我が国の司法制度、特に司法制度の一翼をなす弁護士制度に深くかかわる制度でございます。そのため、外国法事務弁護士の制度は、内外の諸情勢を踏まえた上で、依頼者保護等を図りつつ我が国の司法制度に適合した制度であるべきもの、こういうふうに認識いたしておりますし、競争を通じての質的な充実というような方向もこういうふうな中で解決していくべき問題である、このよう認識いたしております。

○達増委員 今の点に関連しまして、先ほど佐々木委員からの質問にもあつたのですけれども、平成九年十月三十日に出ました外国弁護士問題研究会の報告書、こちらの方で、さつき佐々木委員の質問の中でも引用されたのですが、まず前段「内外の諸情勢、特に規制緩和を望む踏まえ」云々、ユーリーの立場あるいは法律サービスの提供、そういう視点から選択肢が広がって、ユーリーにとってよりよい法律サービスが受けられるようになるのじゃないかと言つて、後段「ただし」で、外国弁護士受け入れ制度は、我が国の弁護士制度、司法制度の中に位置づけられなければならない、そういうたたし書きがついているわけであります。

この外国弁護士問題研究会の報告書のこの部分

の趣旨ですけれども、「競争を通じた質的な充実」という規制緩和小委員会の考え方を認め、エーザーの立場とか法律サービスとか、そういう経済の世界に使われるような言葉を使っている点は、基本的ににはそういう市場経済的な考え方を認めた上で、「ただし、」ということで、弁護士制度、司法制度との適合性ということを言っているのだと思えますけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 基本的には、外国弁護士問題研究会、両方に配慮した形はとつております。

ただ、私が今まで両者を経験してきた感じから申し上げますと、外国弁護士問題研究会の方につきましては、やはり依頼者の保護とそれから司法制度との適合性という方にはかなり重きがかかるてあるものというふうに理解しております。

また、規制緩和小委員会の方の結論につきましては、こちらは基本的には規制緩和を行って、それは個人個人が自己判断で動いていく世界を予想しておりますので、そういう場合に、いろいろな規制を全部取り払つて自由にせしめ、そういう立場から言われておりまして、抽象的には目指していいるところは同じと言えるかもしれませんけれども、足のかかりというか出発点は大分反対側からスタートしているのではないか、こういうふうに考えられます。

○達増委員 今のお答弁の中にも依頼者保護というのが出てきたわけですが、この依頼者保護という考え方には、ある意味で競争を基本原則にしていくというものに歯どめをかけるといいますか、その反対側の方から歩み寄っていくような観点だと思うのですね。

それで、競争という点を重視すれば、選択肢ができるだけ広く、その広い選択肢の中から利用する側が選ぶというこの点に重きを置けば、外国法務弁護士についても依頼者がみずから責任で選ぶのであるからいいんだという結論になると思うのですが、そこでえて依頼者保護という観点から、今回職務経験要件について、軽減はしてい

するのですけれども、まだ維持していると。

この点、競争という観点を重視すれば、職務経験要件の撤廃といふことも考えられると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、競争を通じて質的なレベルを上げるという観点に立てば、それの方がいろいろな方が来られて多様なニーズにこたえられる、そういう面を強調されているところはありますからかと思います。

ただ、どうしても依頼者が選ぶという立場と、今度は依頼者を保護しなければならないという立場がございます。

これは、依頼者が本当に法律をよく知つていて、いろいろ情報能力あるいは判断能力がある程度でいるという前提に立ちますと、確かに今おっしゃられた問題が出てくるわけございますが、そういうような判断ができる我が国の例えは大企業だけが対象かと言われますと、必ずしもそうでもない。これは中小の企業になりますと、そういう弁護士の情報すら持っていない、いわんや外国法事務弁護士の情報も持っていないところもかなりの程度あるわけでございますし、また、個人個人にとって考えますと、普通に生活をしていていろいろ法律問題に関与するということは滅多にないことでございます。

そういう点からまいりますと、すべてのクライアントがある程度正しい目を持つて選べるという体制にはまだなっていないという前提をきちつと把握せざるを得ないだろうということから、今は、やはり依頼者保護という観点、これをきちつと維持すべきだということから、職務経験要件については維持をする、こういう選択をしたわけでございます。

○達増委員 職務経験要件に関する質問、また後でしたいと思いますが、その前に、今回の改正案の中でも二番目のポイントとしては、一定の要件の下で、第三国法に関する法律事務の取り扱いを外國法事務弁護士に認めたところであるわけありますけれども、その第三国法の専門家による書面

による助言があれば、第三国法に関する法律事務も取り扱つてよい。

確かに、さまざまな国の法律が並行的にあるのは関連してくるような、そういうビジネスですとか涉外関係ですかを扱うときに、一人で複数の国の法律事務を行う、そういうニーズも出てくるわけがありますが、これと同じ論法であれば、一定の要件の下で、例えば書面による助言等を条件として、日本の法律に関する法律事務についても、外國法事務弁護士が取り扱うことを見認めてもらいたいことになると思うのですけれども、この点、いかがでしよう。

○山崎(潮)政府委員 確かに、そういう論法でいくと、そういう問題が出てくるわけでございます。

ただ、この問題に関しましては、そもそもこの外弁法自体の枠組みの問題に大きく影響してまいりまして、これは諸外国から日本において諸外国の法律サービスをしたいということから、この外弁法が導入になつたわけですが、そこの大きな仕切りは、日本人が行うのだということが大前提になつております。

その外國法事務弁護士は、自分の母国法あるいは指定法、その範囲について法律サービスをすることができる、こういうふうに大きな仕分けができておりますまして、その中で臓路となつておりますし、

たそれ以外の特定外国法についてどうすべきかという議論をしたわけでございます。

これを、じや書面による日本人弁護士の助言があればやつてもいいということになりますと、そこの条件は、例えば共同事務所でやつていても、個人で受けるという建前になつておりますし、共同事務所を仮に設けていましても、共同事務所で不動産を購入する、こういうことが可能な世界でございます。日本の資格制度につきましては、弁護士のみならず、ほかの資格制度につきましても、すべて事務所は、例えば共同事務所でやつていても、個人で受けるという建前になつておりますし、共同事務所を仮に設けていましても、共同事務所で不動産を購入する、あるいは共有で取得する、こういうような法の建前になつているわけでございます。したがいまして、そのパートナーがまた弁護士を雇うとかそういう法律関係はない、個人で対処せざるを得ないということになります。

ですから、仮に特定共同事業を日本人とニューヨーク州の弁護士が組んでいたといたしまして、決定の中で、弁護士事務所の法人化と、それから弁護士の広告規制の緩和の問題と、それから先は御指摘ございました弁護士事務所と公認会計士あるいは税理士、司法書士等を組み合わせをいたしました総合的法律・経済関係事務所、この三つについて、やはり依頼者のニーズにきちっとこたえるという観点から検討を加えるというふうに規制緩和推進計画に盛り込まれました。それで、この三つにつきましては、本年度中に結論を出すということでお約束をしております。私ども、今既に意その検討を進めております。

特に、弁護士事務所の法人化と広告規制緩和は、弁護士会だけに関係あることとございますので、

だらうというふうに考へてあるところでございます。

○達増委員 今回の改正案の三番目のポイントは、特定の共同事務について、目的の制限を緩和したというところなんですねけれども、規制緩和小委員会の報告書では、外國法事務弁護士が日本の弁護士を雇用することを認めてほしいということだつたわけありますけれども、外國の例ですと、外國法事務弁護士と弁護士のパートナーシップがその国の弁護士を雇用するという、例えばアメリカにそういう例があるわけありますけれども、今回、そういう共同事業がさらに弁護士を雇用するというのを認めなかつたのはどうしてなんでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘のパートナーシップでございますけれども、これは英米でありますけれども、これは一種の法人化、法人的な地位を予えられておりまして、その法人が事件を受任する、あるいは法人で不動産を購入する、こういうことが可能な世界でございます。

日本の資格制度につきましては、弁護士のみならず、ほかの資格制度につきましても、すべて事務所の法人化を認めるということは検討されてい

ます。それが、その権利関係とか人権とかがうまく守れない、それはビジネスの世界とか、そういうところの関係があると思うのですが、我が国においても法律事務所の法人化を認めるということは検討されていますが、そもそも今の段階では、日本の法律事務所は法人とは認められていないということでの今のが答弁だったと思うのです。法律事務については、一人一人の人権を守る、そういうじっくりときめ細かに対応しないなければならないような性質の法事務もあるとは思うのですが、逆に大量に迅速に処理をしていかなければ、逆にそれでいろいろな権利関係とか人権とかがうまく守れない、それは法事務所の運営を阻害する可能性があるから対応しないかなければならないような性質の関係なら可能である、こういうふうになるわけでございます。

○達増委員 関連しての質問なんですが、先ほど西川委員からの質問で、経済・会計や税務も合われた総合的な法律事務所というのが便利なので、そういうのはできないのかという質問があつたのですが、そもそも今の段階では、日本の法律事務所は法人とは認められていないということでの今



考えられないのでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 ただいまの御質問は、日本人に限っては日本における労務提供、それはなくともいいではないか、差し引き、外国で二年間法律実務をやっていればそのまま承認してもいいのではないかという御質問かというふうに理解いたしました。

として、今日本でどういう形でそういう労務提供が行われているのか。その実態、把握しているところを教えていただければと思います。

という観点を基本上に据えて取り組むのが適当な課題だと思うのですね。

ですから、相互主義云々で、アメリカはここまでやっているから日本はここまでしかやらないとかいうことではなく、特に日本の場合、貿易とか対外投資とか、そういうものに依存しないと牛きていけないような経済社会であるわけでもあり

及び第一次意見の実施状況」ということで、「外国弁護士の受入に関する規制緩和」「委員会が最も力点を置いて意見を述べた外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の解禁については、「それが、「雇用の解禁 자체が図られないことから、緩和が十分であると評価することはできないが、」云々といったふうにあるわけであります。

ます。アメリカの州法はそれに比べると非常にローカルで、ドメスチックといいますか、国内的、アメリカの外の世界をほとんど考えないような、そういう性質がアメリカの州法の場合あると思うのです。

結論を言えば、アメリカがここまでやっているからというような観点からだけではなく、我が国として主体的に、ここまでオープンにやつていこう、そういう発想でやつていかなければならぬと思うのですけれども、この点、いかがでしようか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、国際化の問題は、これからどんどんグローバル化していくわけですが、ざいますので、世界の中で我が国もきちつと対応していくしかねばならないという観点がございまして。そういう点から、やはり国際動向というのには、きちつと把握しておく必要があるという大前提が一つあるかと思います。

この点については、外国から求められていたところから、我が國の中の経団連とか経済団体からの要望もあった点だと思います。考え方として、先ほど答弁の中で、より権限の少ない方がより権限の多い者を雇用するのはおかしいなど、その考え方方はわかるのですが、このようないくつかの民間部門からのニーズが高いことについて、今回、法改正の中には盛り込まなかつた。この点、共同事業の目的を緩和するという形で法改正がなされているわけであります。が、そういう形で規制を緩和することによって、国内的なニーズ、そういう経済団体からの要望についてもある程度こえた、そういう認識なのかどうか、伺いたいと思います。

しかし、それをただうのみにするだけではなくて、基本的には、我が国の置かれた立場、それから我が國の法制としてどうあるべきかということの基本をきちつと押さえて対処していくしかなければならぬと私どもも考えておりますし、今回も、そういう視点で、きつかけとしてはさまざま御説

業法務の方に参加していただいております。  
そこでいろいろ討議した結果、確かに雇用解禁  
ということは経団連としては言つておりますけれど  
も、最終的に、その研究会のメンバーは、全員  
一致で、今回の問題は実質的には解禁したと同じ  
ような働きをするということで、依頼者にとって

望がございました。その中で、私どもも、できる  
こととできないこと、それから、これをやるべき  
かやるべきではないか、そういう観点からきちつ

みれば、そこが雇用であるかパートナーであるかということは余り問題ではない。依頼者としては、非常に使いやすく一貫してやっていただける、こ

と把握したつもりでございます。  
今後もそのような観点で対処してまいりたいと  
考えております。

ういう点を望んでいるわけでございまして、その点では経済界御出身の委員の方からも、これで実質的には日本のニーズにこたえたことになる、こ

○達増委員　冒頭取り上げました規制緩和小委員会の報告書に戻りますけれども、ここで「第一次

ういう御意見をいただいているところでございまして、私どもとしては、それで日本のニーズには

こたえているというふうに確信を持っているところでございます。

○遠増委員 我が自由党いたしましても、今回外弁法改正案、より望ましい法曹体制に一步踏み出すものということで評価をしております。

また、冒頭述べましたけれども、法曹の量的、質的拡大ということを通じて、「二十一世紀」日本の社会システム各般の改革を進めるに当たって非常に中核的な役割を果たすそういう法曹のあり方について、また今後もいろいろな実情に応じながら、積極的に政府の方でも取り組んでいくことを期待いたしまして、まだちょっと時間が残ってはいるのですけれども、私からの質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でござります。

大蔵省をお呼びしておりますので、外弁法に対する質疑の前に、私は、法務省、検察庁から、大蔵省、とりわけ証券取引等監視委員会に出向して、東京地檢の検事二人が証券会社から接待を受けたとしてお聞きをしたいと思います。

法務省は、五月一日にこの問題で二人の検察官に、厳重注意ともう一人は注意処分をしたようありますが、調査結果の内容、処分の内容をまずは御報告いただき、法務大臣から、検察庁からこいう者が出ていたということに対する御所見をまず伺いたいと思うのです。

○但木政府委員 法務省は、証券取引等監視委員会を含みます大蔵省金融関連部局に出向中あるいは出向したことのある検事、これは元検事も含みますが、検事全員十名に対しまして、大蔵省が調査対象とした平成五年一月一日以降を重点としながら、なおできるだけさかのぼって、当該検事の出向中の担当職務に關係ある金融関係業者との会食等の有無、状況に関しまして、本人からの聞き取り調査はもちろん、必要な反面調査を含む調査を行いました。その結果、二名の者について問

題があるというふうに考えました。

その後、証券監視委員会ができました段階でそちらに移りまして、その後、東京地檢、司法研修所教官を経て預金保険機構に参りました者と、もう一名は、それの後任で、証券等監視委員会に出向いたしまして、その後、東京地檢に戻り、人事課付になりました者の両名でございます。

私どもの調査の結果といたしましては、これらの方、特に最終的には現在官房付にあります検事につきましては、特定の業者との会食、それも相手方の費用負担で行った会食が相当回数あると

いうことで、懲戒処分としては、それに達するものとは言えないかもしませんが、検事の身分を持つて出した者としては不適切、遺憾であると

いうことで、この者につきましては、四月二十七日の段階で預金保険機構の方に調査結果の概要をお伝えし、預金保険機構の方におきましたは、当時、同君は課長職その他を兼任しておりましたが、それらの役職をすべて四月二十七日の段階で解きまして総務部付にいたしました。そして、五月一日付で法務省官房付ということにいたしました。

同君から自主的に給与の百分の二十、一ヶ月間につきまして返上したいという申し出がありましたので、これも受けることにいたしました。そして、当職から同人に對しまして厳重に注意をいたしました。

もう一名のこの者の後任でござりますけれども、この者は必ずしも特定の企業と継続的に会食したとまでは言えないと思いますけれども、それにいたしましても、懲戒処分には該当しないものの、やはり検事の身分を持って出向した者としてはその行為が不適切ということで、これも私から注意処分にいたしました。

もう一名のこの者の後任でござりますけれども、この者は必ずしも特定の企業と継続的に会食したとまでは言えないと思いますけれども、それについても、やはり検事の身分を離れたことから法的に懲戒処分はできないものであり、処分の対象としなければならないほどの悪質性はない案件と思われますが、「云々と書いてあるわ

けであります。

今、官房長からの答弁を伺つても、この人物が証券取引等監視委員会のどういう地位で、どういうことをしたのかが全く答弁にございません。そ

についたところでござります。

○下畠葉国務大臣 ただいま事実関係については官房長から説明したとおりでございますが、検察は昨年来、いわゆる総合屋への利益供与事件の摘要を初めていたしまして、一連の事件に対しまして、法と証拠に基づきまして地道に捜査を行つてきています。それだけに、検察官は、公私別の別を問わず、常に自粛・自戒すること

が、これは当然のことであるわけでございます。他省庁に出向中とはいえ、今御報告のような事案が起きたことは、まさに残念であり、遺憾である申しわけないと存ります。このようなことが

今後起きないように、一層規律を厳格にしてやつてまいりたい、このように思います。

○木島委員 既にマスコミには処分を受けた一人の氏名は実名で出ておりますから、伏せる必要性は全くなくなつておりますから、私も実名でお聞きをいたします。一人は、先ほどの答弁の前者は、土持敏裕という人物であります。

法務大臣官房長が処分を発表したときの記者会見メモが私の手元にあるわけであります。その中で、前者を甲としておりますが、「甲については、特定証券会社と継続してその費用負担で会食するなど、世間の疑惑を招く余地があり適切でなく、また、出向中とはいえる検事に対する国民の信頼の保持の観点から問題があると考えられます。同人については、いつたん国家公務員の身分を離れたことから法的に懲戒処分はできないものであり、

また、たとえそれが可能であつたとしても、懲戒

処分の対象としなければならないほどの悪質性はない案件と思われますが、「云々と書いてあるわ

けであります。

平成五年以降で判明しておりますのは、甲君につきましては合計九回でございます。このうちの三回は、東京地檢に戻つてからでございます。したがいまして、証券取引等監視委員会に属しておりますがいまして、証券取引等監視委員会に属しておきましたときの回数は六回ということになります。

それから、乙君につきましては、平成五年七月以降でございますので、これまでの回数が六回ございます。そのうちの一回は、東京地檢に戻つてからものでございます。したがいまして、在職中の回数は五回ということになります。

○菅原説明員 ただいまお尋ねがありました兩人

お聞きしますし、これは大蔵省も、また証券取引等監視委員会も調査をされているかと思うので、順次答えていただきたいと思うのです。

この二人はどういう地位にあったのか。それから、どこの証券会社のどういう人物と何回にわたり、マスコミ等によりますと個々であります。

十回ぐらいという記載があつたり、六回ほどといふ記載があつて、いろいろばらばらでありますので、明確にしていただきたい。回数、そしてその最初の時期、回数が少ないのでありますから、全部についての日時、それから場所、飲食をしたときいた人物、幾らぐらいの便益を受けたのか。

もう一度とこういう不祥事を起こさないためにも、全部を明らかにしていただきたいと思うわけあります。

とも、ただいま法務省の方からお答えがありましたが、証券取引等監視委員会在職中の職名は総務検査課長補佐兼証券取引審査官であり、取引審査部門で行う証券取引等の個々の審査業務に關し、審査結果の法令面での審理等を行つております。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。  
今回、調査の対象にいたしました平成五年一月以降、大蔵省に対しても出向されておりました法務省の関係者が全部で九名おりますが、私どもがこうしたの一月下旬以降、調査を開始した時点において大蔵省に在職していた者は四名でございます。今回の調査で、私どもの方では、その時点できました。

大蔵省に在職をしている者についての調査は行いましたが、その時点で既に法務省に復帰されている者については対象の外としております。したがいまして、今御質問のございました二名の方につきましては、大蔵省としては独自の調査を行つておりません。

○木島委員　官房長の答弁の乙君についても新聞に出ておりますから、明らかになります。榎原一夫という君であります。

時期について答弁がないのですね。甲、土持敏裕氏は、平成二年七月十日に大蔵省証券局流通市場課、平成四年七月二十日、証券取引等監視委員会事務局総務検査課長補佐、そして平成五年七月二日、東京地検検事に戻る。乙、榎原一夫氏は、平成五年七月二日、後任という、まさに後に後任という目付であります。証券取引等監視委員会事務局総務検査課長補佐、平成八年四月一日、東京地検検事に戻る、こういう身分でありますが、飲食を受けていた日と、どこの証券会社なのか、明らかにしてほしいのですよ。

○但木政府委員 先ほど御答弁申し上げたところであります。が、調査は前にさかのぼって、それなりに調査できるものは調査いたしました。その結果といたしましては、いわゆる懲戒処分に該当するまでの事実はなかつたと考えております。ただ、検査の身分を持つたまま出向した者として、その

が、名前が違う。本年三月二十五日、收賄罪で東京地裁に公判請求されている、本件当時、大蔵省証券局課長補佐、同省銀行局課長補佐榎原隆、容疑事実、接待の事実は、野村証券については、平成五年三月二十四日ごろから平成七年七月十三日ごろまでの間、前後二十八回。大和証券については、平成五年三月二十七日ごろから平成六年十一月十日ごろまでの間に前後六回。日興証券については、平成五年四月十日から平成七年三月十一日ごろまでの間、前後九回。山一証券については、平成五年五月二十三日ごろから平成六年十月三十一日ごろまでの間、前後五回。その他、株式会社住友銀行行員から。こういう接待を受けて、それが取締として起訴されているのですよ。

この人物が、今私が問題にしている一人、土持敏裕、榎原一夫、検察庁から出向されて、當時、証券取引等監視委員会事務局の、しかもも総務検査課

行動が不適切であるということで、先ほど申しますが、したような一連の監督的な措置をとったところです。しかしながら、まことに恐縮ではござりますが、懲戒処分に至らないものにつきまして、その事案の詳細あるいは相手方等につきましてつまびらかにしたいことがあります。

○木島委員 懲戒処分に至らない程度の接待を受けてのかどうなのか、私は、まさにそれをここでただしたいのですよ。

ですから、証券取引等監視委員会の総務検査課長補佐という身分の者が、少なくとも証券監視を受けるべき対象である証券会社から接待を受けたということは、接待を受けた日時、接待を受けたときに同席した者、接待を受けた内容等々、全容をはつきりしてもらわなければ、どれほど重大なものであったのか、また軽微なものであったのか、判断できるはずがないではないのでしょうか。

既にマスコミも明らかにしている事実であります  
すが、この接待の同席者の中に、大蔵省の、既に  
取締罪で起訴されている柳原隆、同姓であります

う事実があるのは御指摘のとおりでござります。刑事処分についてお尋ねでするので、刑事処分について申しますと、甲君に関して申しますと、七部分は時効にかかるるものでございました。時効にかかるしない案件は一件だけございません。これは、乙君、甲君と榎原被告人と一緒に会食をしたことがある、これが、時効分でないのが一回ございます。

先ほど委員から起訴状の概要につきまして朗読がございました。これらの榎原被告人に対する起訴事実は、いずれも職務行為との対価関係を伴つたもののみが起訴されござります。したがいまして、榎原被告人が出たすべての会食が起訴されわざといるわけではございません。甲君、乙君が榎原被告人と、極めて個人的な色彩の強い会合でございまして、これにつきましては、職務との対価性がない

課長補佐という要職にあった人物が接待を受けた、その場所にいたと新聞、マスコミは指摘しております。しかし、どういうわけか、その日付部分については、この既に起訴された部分から脱落をしているという事実もマスコミは指摘しているわけです。検察は同僚をかばっているのではないとさえマスコミは指摘しているわけですよ。こういう嫌疑すら、検察当局全体、法務当局全身上今かかっているわけです。

それだからこそ、私は逆に、本当にこの二人接待が全く懲戒処分の対象としなければならぬと訴えどの悪質性はないと言いうなら、接待を受けた日と場所と金額、こういう人物、榎原隆なる収賄で訴訟されているような人物が同席していたかうなのかな、はつきりと当委員会で報告すべきじないでしようか、国民の前に明らかにすべきはないのでしょうか。そうしないと、逆に、検察庁はかばっているのじやないか、法務省はかばっているのじやないかと疑われても仕方がないと申します。

人物から接待を受けたのかというの、まさに定的に重要なこと。それをここで報告いただきければ、嚴重注意処分なり口頭注意処分なりが重いのか軽いのか、国会は判断できないぢやないですか。

なぜ明らかにできないのですか。それは明らかにしていただきたいと思うのです。嚴重注意処分だ、あるいは口頭処分だから、処分が軽いからどちらかできないと、いうのは、話が逆ですよ。まさに軽いか重いかが今問われているのだと思うのです。

○但木政府委員 委員御指摘のとおり、証券取引等監視委員会の課長補佐が、これと関係する証券業者と会食をともにし、その費用を相手方に持つてもらおうという行為については、それ自体極めて強い疑惑を招くではないか、これはまことに御指摘のとおりであろうと思います。

ので、その他の問題などは付帯的であります。されば、大体、いつ、どこの証券会社から、しかも、どこの証券会社のどういう役職者、兼証券取引審査官ということも御答弁がありませんが、そういう人物が検査対象である証券会社から接待を受けていたということは、それ自体もう疑わなければならぬ、そういうゆるい間違えでしょう。

そうだとすれば、大体、いつ、どこの証券会社から、しかも、どこの証券会社のどういう役職者、兼証券取引審査官ということも御答弁がありますが、まさにそれが本当かどうかが問題なのじやないでしようか。

○木島委員 今、個人的色彩が強い会食であつて、御答弁であります、まさにそれが本当かどうかが問題なのじやないでしようか。

大蔵省の銀行局、日銀の関係者が收賄で起訴されている。その中には、検査、調査の対象企業銀行、証券であります、そこから接待を受けた検査期日の日を漏えいした、他の金融機関からいろいろな検査によつて得られた情報を漏らした、そういうことがゆめしきこととして問題になつてゐるわけでありますね。

ですから、単なる個人的な色彩が強い会食なんか、そうじやなくて、こういう証券取引等監視委員会の事務局総務検査課長補佐という身分にあましたが、そういう人物が検査対象である証券会社から接待を受けていたということは、それ自体もう疑わなければならぬ、そういうゆるい間違えでしょう。

指し券引で重なる決まりが明分さをさす。

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

ただ、幾つかのことを申しますと、例えば接待の内容にいたしましても、ゴルフあるいは品位を著しく損なうような接待というものは一つもございませんでした。いずれも割烹あるいは中国料理店等における飲食でございました。

また、個人的色彩が強いと申しましたのは、そもそも甲君が会食をともにいたしました相手方といふのは高校、大学を通じての同級生でございまして、その関係で個人的な色彩が強いという面が本件にはあろうかと思います。

ただ、それをもつてもちろん弁解するわけにはまいらないと思いますが、総合的に判断した結果、それは懲戒処分には当たらない、国公法上の懲戒処分に当たるといふまでは言えないというふうな判断に達したわけでございます。

○木島委員 個人的色彩の強い会食だったと認定した基本的な理由として、甲君については高校、大学を通じての同級生だったということをお述べになりました。

それは逆なのですよ。大銀行や大証券会社あるいは民間会社が官僚と渡りをつけるときには、関係ない者が行つたって渡りはつかないわけですから、そういうつながりを何とか探して、そういう人物を見つけ出してそれを充てるわけですよ。そして、接待に誘い、昔話から始まって、そこでだんだん深みにはめていくわけですよ。それから、人間関係が強固になってから情報をいろいろ得るわけでしょう。ですから、私はもう官房長の答弁とは思えない。

だからこそ要職にいる官僚は身を慎まなければいけないのですよ。大学時代の友達がいろいろな友達を利用して関係ができる、間違いに陥るということが今回の発着の基本にあるわけでしょう。

だから、それは理由にならぬわけですよ。

私は妥協するつもりはないのですが、その飲食の出発点と最後、そして飲食をした、接待をした証券会社名、せめてそのくらいはここで言つてくれださい。

○但木政府委員 まず甲君についてであります

が、甲君は平成二年から大蔵省の証券局に出向しております。証券等監視委員会ができましたのは平成四年でございますけれども、私どもの調査、

したが、余り確實には申せませんけれども、始まつたのは平成四年ころというふうに考えております。それが終わはいつかということでございまして、東京地検検事のころというふうに思つております。

乙君につきましては、最初は、引き継ぎという

ことでござりますので、彼が証券等監視委員会に参りましたして間もなくといふことでござります。それが終期につきましては、東京地検に戻つて間もなくお別れ会がございましたが、これが最後でござります。

○木島委員 接待をした方の証券会社名を特定していただけませんか。

○但木政府委員 いろいろ報道されている点を否定するわけではございませんけれども、今回実際

に調査にいろいろ協力してもらつたということもござりますし、これは委員とあるいは見解を異にいたしましてまことに恐縮でございますけれども、事業がそのような事業であるということにかんがみまして、私どもの方から申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○木島委員 甲、土持敏裕氏については、平成四

年ころから始まって検事になつてからもと。ところが、検事になつたのは平成五年七月一日で、司

法研修所教官になつたのは平成八年四月三日ですから、三年間もあるのです。ですから平成四年

から平成五年、六年までといふうにお聞きしま

しょうか。

それから、乙君、榊原一夫氏については、平成

五年から平成八年四月一日東京地検に転任して、転勤のためのお別れ会までになると平成五年から平成八年までと。

○証券会社の名前を言おうとしません。

それで、私は、一番国民が懸念しているのはや

はり検査情報を漏えいしているかどうかだと。そ

うだとすれば贈収賄になるわけですね、時効はと

もかくとして。

そこで、マスコミなんかでは四大証券からといふようなことがありますので、証券取引等監視委員会にお聞きします。

この時期、平成四年から平成八年ころまでの間の証券取引等監視委員会が四大証券会社、野村証券、大和証券、日興証券、山一証券に対して検査をした着手日と最終日、全部挙げていただけませんか。

○菅原説明員 お答えいたします。

順に申し上げますと、まず野村証券につきま

しては、着手日が平成六年八月二十三日、終了日が平成七年一月十三日でございます。

大和証券につきましては、着手日が平成六年一月十七日、終了日が平成六年八月二十四日でございます。

日興証券につきましては、着手日が平成五年八月十七日、終了日が平成六年十一月二十四日でございます。

山一証券につきましては、二回ございまして、この期間における第一回が平成五年一月八日、終了日が平成五年十月二十七日でございます。第二回が着手日が平成七年十一月二十七日、終了日が平成八年五月十日でございます。

○木島委員 私は「証券取引等監視委員会」一日本型SECの誕生」阪田雅裕さんの出版物を持つてきてているのですが、総務検査課というものがどういうものか指摘したいと思うのです。

「総務検査課は、証券会社等に対する立入検査

を実施するほか、その検査結果等に基づく大蔵大臣に対する勧告、建議や金融機関等検査に関する大蔵大臣に対する意見具申等、犯則事件の調査

以外の事務をすべて所掌する。」というのです。

「したがつて、総務検査課には、専ら証券会社等の検査の事務を処理するため、証券取引検査官室が設置され、三人以内の上席証券取引検査官、三

施するほか、証券取引等に係る資料、情報を取り集め分析し、取引に不審な点がないかどうかをチェックする上席証券取引検査官(一人)及び証券取引

審査官(一人以内)が置かれている。このほかに大蔵大臣への勧告、建議等、内部の事務に従事する職員を合わせて総務検査課の職員数は、およそ六〇人となつていて。」とあります。

証券取引等監視委員会にお聞きします。このお

よそ六十人という総務検査課の中で、総務検査課長補佐というものは幾つぐらいになるのでしょうか。

○菅原説明員 お答え申し上げます。

○菅原説明員 お答え申し上げます。

六名でございます。

○木島委員 六名というのは、課長が一人いて、キャップがいて、その下に課長補佐が六人いて、その一人だという意味ですか。(菅原説明員「課長補佐が六名です」と呼ぶ)課長補佐が六名。その上司は課長ですね。そうすると、やはり幹部で

その一人だという意味ですか。(菅原説明員「課長補佐が六名です」と呼ぶ)課長補佐が六名。その上司は課長ですね。そうすると、やはり幹部で

じやないでしようか。そういう調査をしていませんか。本当の意味で検査の情報を事前に漏えいしなかつたかどうか。身内ですかから検査、法務はやりにくいかもしれませんね。しかしここは、泣いて馬謖を切るということがあります。身内だからこそ、そして検査というものは最後のよりどころだと今見ているわけでしょう、金融不祥事に関して。その検査からこういう人物が出た、そしてその内容も国民の前に、国会に明らかにできない、うやむやだとうことでは信頼が回復できないと思うのですよ。

そういう観点での徹底した検査が必要だと私は思いますし、少なくとも外的な事実、どこの証券会社からいつ接待を受けたのか、幾らぐらいのものを受けたのか、それが同席していたのか、そ

のぐらいいは一覧表にして法務委員会に出すべきだと思うのです。ここで言ってくれば結構です。

○但木政府委員 ただいま委員から重ねて御指摘がございましたように、本件が検査に対する国民の信頼に影響を与えるかしないということはまことに御指摘のとおりであります。この場合において、

検査が身内をかばつて検査を手控えたといふことになりますればまさに御指摘のとおりであります。これらの件につきましては、検査もそれなりにきちっと検査を遂げた上で立件せずという措

置になつたというふうに聞いております。

報告をしろという件でございますが、もちろん国会から御要請がござりますれば、それに対し誠実に対応してまいらなければならないといふことはそのとおりであります。

ただ、先ほど申しましたように、本件につきましても、事案がそのような事案であつて、あえてこれを公表し、現在官房付として反省している人間にこれ以上することが相当であるかどうかにつきましては、私どもは現時点ではその必要はないものと考えております。

○木島委員 甲、土持敏裕氏は、平成十年四月三日、司法研修所教官を辞職しております。私がい

ただいた検事略歴によりますと、自己都合、特殊

法人へと書いてあります。預金保険機構であります。

○但木政府委員 私どもがその情報を得ましたのは、新聞紙上に出ました時点の数日前でございました。その情報をどこから得たかということですが、関係する機関から、これは東京地檢だけではございません、その他の機関から情報を得たところです。

○木島委員 平成十年四月三日に、甲、土持敏裕氏が司法研修所教官を自己都合でやめて預金保険

機構へ行つた、というのは、私は不自然でしようがないのです。

四月三日というのにはもう新年度が始まつてからです。それまで司法研修所教官だったのでしょうか。検察官だったのでしょうか。検察官、弁護

官、裁判教官の人事配置なんというの、四月一日から新年度になるわけですから、三月中にぴ

しやつとそろつているのが常識ですね。だから、

今官房長の答弁は私は信用できないのですよ。

四月十五日にマスコミがこの問題をすば抜いた

その直前とおっしゃられましたが、本当はもつと早く知つて、自己都合辞職という形だけれども、

四月三日に肩たきでやめさせたのじゃないかと思ひます。

思ひてならないのです。本当のところを述べてください。

○但木政府委員 それは全く違います。預金保

機構のしかも非常に重要なポストに検事を欲しい

ということがございまして、それに合う能力と見

しては、事案がそのような事案であつて、あえて

これを見つめたのであります。委員御指摘のようないふ

うふうに思つたのであります。

○木島委員 しかし、そういう疑惑がかけられて

も仕方がないような状況になつておる。それは少

なくとも接待をした証券会社の名前、時期、場所

に法務省が嫌疑を晴らしたいのなら、明らかにし

てこそ晴らせるのだと思うのです。

そこで、私は委員長にお願いをしたい。この両

名に対する証券会社等からの、彼ら二人が証券取引等監視委員会の身分にあつたとき、また東京地

檢の検察官として戻つたときに受けた接待の日時、場所、内容、接待をした側の会社名、そこに居合わせた人物等、すべて当委員会に報告をする

よう求めたい。取り計らつていただきたい。

○笹川委員長 その件につきましては、後刻理事

会でお詫びをしたい、こういうふうに思います。

○木島委員 それでは、この問題はこれで終わりますので、大蔵省の方は退席なさつて結構です。

本筋の外弁法に入りますが、まことに時間がなくなつてしましました。

一点お聞きしますが、この法改正の基本になつたものに平成九年十月三十日の「外国弁護士問題研究会」の「外国弁護士問題研究会報告書」なるものがあることは明らかだと思うのです。そこで再三、先ほど来相互主義との観点から見て今回の改正はどうなのだ、日本が一方的に譲り過ぎていると思いますので、お聞きます。

やはり世界の先進諸国が外國弁護士受け入れ制度の状況はどうかといふのは大事だと思うのです。

本当にそうだと思うのです。他国一般じゃなくて、アメリカとの関係でまことに譲り過ぎていると思

いますので、お聞きます。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたという

のはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 その前段の基本のところにこういう記載があるのです。「なお、IBAは、これは国際法曹協会

と訳すのでしようね、インターナショナル・バー・アソシエーションですか」「なお、IBAは、

外国弁護士受入に関するガイドラインの制定に関する協議をしてきたが、弁護士制度の固有性、独立性と、社会の国際化等をどう調和させるかは、各

国が独自に解決すべき問題で、IBAが統一的ガイドラインという一律の受入基準を設けるべきではない等の観点から、昨年、「昨年」とい

うと平成八年になると思うのです、「同ガイドラインが廃案となるという経緯もあった。このように、

外国弁護士受入制度に関しては、諸外国の間で必ずしも足並みがそろつているわけではない」とあります。

○山崎(潮)政府委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少なくとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ

検討されていた案が廃案になつたということは、これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

ういう指摘があります。山崎司法法制調査部長も

この一員ですからよう御承知のとおりだと思うの

ですが、「米国、連合王国」、イギリスですね、「

フランス、ドイツ等における外國弁護士受入制

度に関し、本研究会において調査したところ、概

ね、以下のとおりである。」というので、時間が

ないから全部はしょりますが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。

○木島委員 そのもつと具体的な内容、IBAで外國弁護士受け入れ制度について、少くとも先進諸国で

受け入れ制度について、少くとも先進諸国では一致しようじゃないかという話があつたのが、

これが完全に廃案になつて御破算になつたとい

うのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないのに恐縮ですが、詳しく述べていただきたい。

ざいます。

○木島委員 じゃ、一点だけ、フランスについてお聞きしたいのですが、フランスは一九九二年一月一日をもって外国弁護士受け入れ制度に相当する制度を廃止してしまった。それまでは一応は受け入れ制度があつたんだけれども、九二年一月一日で廃止しちゃった。これは、なぜフランスがそういう対応をとったのか、真髓のところを述べていただきたい。

○山崎(瀬)政府委員 歴史的事実は委員御指摘のとおりでございますが、私ども、フランスがなぜこの時期に外弁受け入れ制度をやめたのか、しかしながらそこはわかりません、はつきり申し上げまして。

○木島委員 そんな重要なことを、先進五カ国ですよく、G5の重要な一カ国が廃止しちゃった、これがわからないようじや、何でこんな規制緩和に突っ走ろうとするのか、私は、その一言でもうこれに賛成するわけにいかぬですな。おかしいよ、そんなのがわからぬきや。

○山崎(瀬)政府委員 しかとしたところはわからぬと申し上げたわけでございますが、要は、非常にナショナリズムの強い国でございます。ですから、外国人が一般に活動することについては妨げない、しかし、それならばフランスの司法試験を受けいただきたい、それなら何をやつても自由でございます、こういうような発想に基づくものでございます。それが私ども聞いている真意でございます。

○木島委員 先ほど答弁の中に、各国の司法制度、とりわけ弁護士制度の固有性、独立性というのは、属性が非常に強い、そのとおりだと私は思うのですよ。日本には日本の固有の歴史がある、司法制度の歴史、弁護士制度の歴史がある。とりわけ、弁護士法一条の理念を掲げているというのは、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということを高く掲げているのが弁護士法の第一条にある。弁護士の職責、こういうのは非常に特筆すべきことだと思うのですね。ところが、歴史的に外弁問題、

特にアメリカを中心とする外弁受け入れの規制緩和の圧力は、そういう理念は全くないんです。弁護士というのは、相談に乗つて裁判で解決すればいいんだ。要するに通商ベースですか、そろばん勘定のベースで物を考えているから規制緩和の要

求が強いわけですね。もう既に同僚委員から再三言われているように、今回の法改正、またこれまでの、成立後二回にわたる法改正の中心的な圧力は、一つはアメリカであり、一つは日本の経団連でしようか。しかし、アメリカといつても、アメリカの法曹協会一般じやなくて、いわゆる巨大ローフーム、もう既に事実ですから披露しますが、一千人の弁護士を抱える巨大ローフームがアメリカに三つもある。五百人以上の弁護士を抱える巨大ローフームが二十以上ある。この巨大ローフームは、全世界に弁護士を送り込んで国際的な活動をしていく。この要求が基本だと思うんですね。そういう巨大ローフームの要求には、日本の弁護士法の第一条にある基本的人権の擁護や社会正義の実現という観点は全然ないのじゃないかと思うのです。

私は、本改正法の要点は三つです、職務経験要件の緩和、五年から三年、特定外國法に関する法律事務の許容、それから三番目は共同事業の拡大ということだと思うのですが、一つお聞きします。職務経験要件を五年から三年に短くしたという点は、私は、アメリカと日本の相互主義からいつても本当におかしいな、こんなに譲歩する必要はございません。それが私が今まで見てきたところによつて一応のチェックができるのではないか、そう判断したからでございます。そういうことでございまして、圧力に屈したということがでは決してないとすることは断言できるわけでござります。

○木島委員 員からあつたとおりであります。アメリカ合衆国五十州のうち、十八の州と特別区しか外国弁護士受け入れ制度はないのですよ。三十の州は受け入れていない。フランスと同じですよ。しかも、その二十の州の外国弁護士受け入れ制度を持つているアメリカの中ですら、受け入れるときに、職務経験要件は二つの州のみが三年で、あとすべての州は四年、五年、それ以上でしよう。何で、そんな状況であるのにかかわらず日米間の関係で、日

本だけが五年を三年に縮めなきやいかぬのか。余りにも相互主義からいつてもおかしいじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

WT.O協定のサービスの貿易に関する一般協定があつて、何か、相互主義を緩和することをここで約束をしてきたと法務省はおっしゃつてあるようないんだ。要するに通商ベースですか、そろばんにわたる法改正の中心的な圧力は、一つはアメリカが強いわけですね。

もう既に同僚委員から再三言われているようないんだ。要するに通商ベースですか、そろばん勘定のベースで物を考えているから規制緩和の要

が本だけが五年を三年に縮めなきやいかぬのか。余りにも相互主義からいつてもおかしいじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

WT.O協定のサービスの貿易に関する一般協定があつて、何か、相互主義を緩和することをここで約束をしてきたと法務省はおっしゃつてあるようないんだ。要するに通商ベースですか、そろばん勘定のベースで物を考えているから規制緩和の要

が本だけが五年を三年に縮めなきやいかぬのか。余りにも相互主義からいつてもおかしいじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

WT.O協定のサービスの貿易に関する一般協定があつて、何か、相互主義を緩和することをここで約束をしてきたと法務省はおっしゃつてあるようないんだ。要するに通商ベースですか、そろばん勘定のベースで物を考えているから規制緩和の要

が本だけが五年を三年に縮めなきやいかぬのか。余りにも相互主義からいつてもおかしいじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○山崎(瀬)政府委員 御指摘のとおり、共同事業の目的としては、それが裁判になつてもそのまま共同事業の目的としてできるということになりますけれども、現実の行為、裁判を行ふ行為とか役所に申請をする、こういう行為については日本人に限る、日本の弁護士に限る、こういう意味でございます。

○山崎(瀬)政府委員 そうすると、私は、この法改正の一番の問題点は、日本の弁護士と外国弁護士が共同事業をやれば日本法についての争いも全部受任できるということでございまして、そのための職務経験要件を見ることによって一応のチェックができるのではないか、そう判断したからでございます。そういうことでございまして、圧力に屈したということがでは決してないとすることは断言できるわけでござります。

○木島委員 時間が迫つてきておりますので、反論もしたいのですが、それはやめて、次の共同事業の問題についてちょっと、重要ですからお聞きしますが、新しくできる四十九条の二の解釈問題です。

○木島委員 これは既に同僚委員から指摘のように、外國にあつたとおりであります。ある法人、また資本金を五〇%以上持つてゐる子会社の依頼による法律事件については、本法三条一号、二号、四号、五号の要件を外すということ

たな、これにつきましてはいろいろ御心配もございましょうと思ひますので、その組み合わせる日本人の弁護士は五年の職務経験要件が必要であるということになつておりますし、また、日弁連の方に特定共同事業をやる場合の細かな要点につきまして全部報告をさせるとか、あるいは、問題があれば監督指導をし、懲戒をする、こういふようなシステムになつております。そういう観点を制度として保障しておりますので、その中で不祥事があればきちっとした対応をしたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○木島委員 時間が来たから終わりますが、要するに、

外國弁護士と日本の弁護士が共同事業を組んで受任をし、そしてその結果として日本の弁護士が法廷に行く、そういうことをやつたときにどうなるか。弁護士が着手金をもらう、そして成功報酬ももらう、それをどう分配するか、その分配のいかんによつては、結局日本の弁護士が小間使だけをする、法廷にこのこに行つて小間使だけさせられる、基本的な受任や利益や着手金の分配は外國弁護士がより有利にといいますか、そういう姿もつくり出すことができるわけです、今回の法改正で。

それが私は今回の法改正で一番の問題点だ。そ

こに対する手当てがきちっとないのは、結局、ア

メリカの巨大ローフームの利益、場合によつてはそれによって日本の弁護士の風土が席巻されるのではないかということの心配が非常に大きいと

いうことを指摘だけして、時間ですから、質問を終わらせていただきます。

○木島委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法

律案に対し、反対討論を行います。

本法案は、外國弁護士の自由化を要求する歐米の外圧による規制緩和の一環として行われる改正であり、九四年的改悪に引き続くもので、相互主義をないがしろにしたまま、アメリカの巨大ローフームの強引な要求に基づいて共同経営を押し付けるものであります。この共同経営の名による日本弁護士の雇用につながる改悪を許すなら、人権の擁護と社会正義の実現を掲げた日本の弁護士規制緩和の手法を使って國の主権に属する司法の分野に対する乱暴な介入を行うものであり、到底賛成することはできません。

また、今回の改正は、九四年改正の際我が党が指摘した、今後のなお一層のアメリカ側の自由化規制緩和の要求に対する引きずられていく危険が予測される改悪案の一つと言えます。

すなわち、一九九〇年十一月の日弁連会長との

会談の際、アメリカ通商代表部、USTRのウイリアムズ次席代表は、外弁法に定めているすべて

を事実上廢止すること、特に外国法務弁護士による日本弁護士の雇用、日本弁護士との共同経営を解禁せよと迫り、この問題が米国と日本との純然たる通商問題であると強引に妥協を迫ったこと

によつては現在の日本と同様の要件を要求してい

るのに、これを一方的に短縮するもので、これまで法律サービスを提供できるように改めるもので、外国法務弁護士自身が日本法を扱えないという原則があるとはいえ、實際の共同事業に当たつては、巨大な資本と情報網を持つアメリカ大

ローフームとの力関係で事實上日本弁護士を雇用する形となることは明らかであり、弁護士法上も問題があり、賛成できません。

以上が反対の理由であります。国民のニーズにこたえて弁護士業務のあり方にについて柔軟に対応していくことは大切であります。日本の弁護士法の基礎的な理念である基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命をないがしろにするような米日大企業の理不尽な要求に屈して法改正を繰り返すことは間違ひであり、この点を強く警告いたします。私の反対討論をいたします。

○笹川委員長 これにて討論は終局いたしました。

第一に、職務範囲を第三国法に拡大する点は、

アメリカ以外の国の独立した外國法務弁護士にとつてはどメソットはないのでありますから、結局、全世界に弁護士を配置しているアメリカの大ローフームが社内の人脈をフルに活用しやすくなるための措置であるにすぎません。

第二に、職務経験年数の緩和も、アメリカの州

が全國に結成され、保護司相互の研修や福祉機関

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

第三に、共同事業の規制緩和は、從来踏み込めなかつた訴訟事務、行政手続等に至るまで一貫して法律サービスを提供できるように改めるもので、外國法務弁護士が日本法を扱えないという原則があるとはいえ、實際の共同事業に当たつては、巨大な資本と情報網を持つアメリカ大ローフームとの力関係で事實上日本弁護士を雇用する形となることは明らかであり、弁護士法上も問題があり、賛成できません。

以上が反対の理由であります。国民のニーズにこたえて弁護士業務のあり方にについて柔軟に対応していくことは大切であります。日本の弁護士法の基礎的な理念である基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命をないがしろにするような米日大企業の理不尽な要求に屈して法改正を繰り返すことは間違ひであり、この点を強く警告いたします。私の反対討論をいたします。

○笹川委員長 これにて討論は終局いたしました。

第一に、職務範囲を第三国法に拡大する点は、

アメリカ以外の国の独立した外國法務弁護士にとつてはどメソットはないのでありますから、結局、全世界に弁護士を配置しているアメリカの大ローフームが社内の人脈をフルに活用しやすくなるための措置であるにすぎません。

第二に、職務経験年数の緩和も、アメリカの州

が全國に結成され、保護司相互の研修や福祉機関

協力を得がたい原因の一つとなつております。

また、現在、保護司を構成員とする保護司組織

が全員に賛成すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、御異議なしと認めます。よつて、

○笹川委員長 御異議なしと認めます。

起立多數。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○笹川委員長 起立多數。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

内閣提出、參議院送付、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○笹川委員長 起立多數。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、御異議なしと認めます。よつて、

○笹川委員長 御異議なしと認めます。

起立多數。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

内閣提出、參議院送付、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○笹川委員長 起立多數。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。</

との連携を図る等、保護司の活動を支える上で重要な機能を担っておりますが、これらの保護司組織は、現状においては任意組織にすぎず、その役割、機能について明確な規定がないため、対外的に保護司組織について理解を得るのに障害となつております。また、組織運営の負担が一部保護司に偏るなどして組織活動の充実を図ることが難しくなっております。

さらに、保護司及び保護司組織の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与しておりますことから、地方公共団体からさまざまの支援を行つていただいておりますが、今後、地方公共団体との協力関係を推進していくためには、その法律的な根拠を明確にすることが必要であります。

そこで、保護司制度の充実強化を図るために、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するほか、保護司組織を法定化するとともに地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定を設けるなどの必要があると考えられますので、ここに本法律案を提案することとした次第であります。

次に、保護司法の一部を改正する法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、保護司は、地方更生保護委員会または保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会または保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事するものとしております。

第二に、保護司の職務を支援する組織として保護司会及び保護司会連合会を法定化しております。

第三に、地方公共団体は、保護司及び保護司組織に対し、必要な協力をすることができることを規定しております。

以上が、保護司法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

（保護司会）

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るために啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るために民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

一 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整

二 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行つることを任務とする。

一 保護司会の任務に関する研究及び意見の発表

二 保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

2 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十二条）の一部を次のよう改訂する。

第十二条の二 「受けて」の下に「同法の定めるところに従い」を加える。

（保護司会）

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行つことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関する連絡及び調整の収集

（保護司会連合会）

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

一 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行つことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する研究及び意見の発表

二 保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項は、法務省令で定めるもの

（保護司会等に必要な事項の省令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に必要な事項は、法務省令で定める。

（地方公共団体の協力）

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会を「保護司」の下に「保護司会及び保護司会連合会」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の協力）

第十二条中「保護司」の下に「保護司会及び保護司会連合会」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の協力）

第十四条の見出しを「（省令への委任）」に改め、同条を第十八条とする。

（地方公共団体の協力）

第十二条中「保護司」の下に「保護司会及び保護司会連合会」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の協力）

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会に必要な事項は、法務省令で定める。

（附則）



平成十年五月二十日印刷

平成十年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F